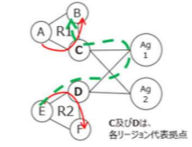


No.	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
1	意見	O1_調達仕様書	10	6	2	ス	1	議事録について、「翌営業日以内に受注者にて作成・提示」との記載がありますが、3営業日以内へ緩和いただけないでしょうか。	議事録の品質を維持することで、デジタル庁様との認識齟齬を減らし、円滑なプロジェクト遂行に繋がると考えるため。	検討の結果、記載の通りといたします。なお、議事録は次回会合の準備に必要であるので、ポイントを絞って作成することとし、翌営業日以内にご作成いただくことを求めています。
2	意見	O1_調達仕様書	10	6	2	ス	1	「打合せ等の議事録」について、打合せ後、翌営業日以内に受注者にて作成・提示するとの記載がございます。 打合せ開催が夜間になることや、同日に複数の打合せが開催されるなど、会議開催の要件次第で翌営業日以内の提示が難しいと考えます。先行案件に合わせて、3営業日が望ましいと存じますが、議事録の提示時期について再考いただけないでしょうか。	プロジェクト実施に当たって確実な遂行を望むため。	検討の結果、記載の通りといたします。なお、議事録は次回会合の準備に必要であるので、ポイントを絞って作成することとし、翌営業日以内にご作成いただくことを求めています。
3	意見	O1_調達仕様書	10	6	2	ス	1	打ち合わせ等の議事録は翌営業日中に作成・提出することになっているが、3営業日以内に緩和いただきたい。	高品質(内容の充実・誤字脱字なし・読み直しやすい文章)の議事録の作成のために、議事録作成に加えて社内レビューの時間を担保するため。	検討の結果、記載の通りといたします。なお、議事録は次回会合の準備に必要であるので、ポイントを絞って作成することとし、翌営業日以内にご作成いただくことを求めています。
4	意見	O1_調達仕様書	15	6	3	ケ	1	「(ア) 報告会」について、会議終了後、結論や双方の課題をまとめた議事録を翌営業日以内に作成するとの記載がございます。 打合せ開催が夜間になることや、同日に複数の打合せが開催される場合には翌営業日以内の提示が難しいと考えます。先行案件に合わせて、3営業日が望ましいと存じますが、議事録の提示時期について再考いただけないでしょうか。	プロジェクト実施に当たって確実な遂行を望むため。	検討の結果、記載の通りといたします。なお、議事録は次回会合の準備に必要であるので、ポイントを絞って作成することとし、翌営業日以内にご作成いただくことを求めています。
5	意見	O1_調達仕様書	16	6	4	ア(サ)	1	【調達仕様書上の記載】 受注者は、異動等によって担当職員が変更となる場合、遅延することなく、ハードウェア等機器の状況、利用技術等を説明すること。 【意見】 異動等の想定時期や頻度をご提示いただけますでしょうか。	費用算出の精緻化のため。	異動は通年で実施されますが、最大月1回程度で年間数人～数十人を想定しています。
6	意見	O1_調達仕様書	23	7	3	オ	1	「閲覧資料を確認のうえ、必要に応じて、受注者は工事前に石綿調査を実施すること。調査の結果、石綿がある拠点については、適切な対策を講じたうえで工事を実施すること」につきまして、閲覧資料において石綿含有の机上調査に必要な建材リストの提供が可能な拠点数を明示していただくようご検討をお願いできますでしょうか。	閲覧資料において石綿含有の机上調査に必要な建材リストの提供が可能な拠点数が明示されていない場合、精緻な見積が算定できないため。 また、必要情報を明確にできない場合、既存環境を把握している事業者のみが有利となるため調達の公平性に反すると考えるため。	閲覧資料として開示します。なお、状況が不明な建物があった場合は「不明」として開示します。
7	意見	O2_別添資料1.要件定義書	1	1	5	-	4	入札公告が出る際に、判明している統廃合や移転計画などの情報を閲覧資料に記載いただけますでしょうか。	現在判明している計画を元に拠点情報を整理し、工事工数や必要な経費を明確にするため。	対応が必要となる移転計画については閲覧資料で提示します。
8	意見	O2_別添資料1.要件定義書	2	4			2	以下の要件追加をご検討頂く事は可能でしょうか。 「FEntralDの接続性及びクレンジナルの正確性を確認できる機能性を有すること」	本要求に対して有益であると判断したため	検討の結果原案通りとします。
9	意見	O2_別添資料1.要件定義書	5	2	3	オ	2	以下の要件追加をご検討頂く事は可能でしょうか。 「L2エクステンションの数は4000以上をサポートできること」 「動的にアプリケーションの帯域幅を制限できる機能性を有すること」 「マルチキャストトラフィックの転送をサポートできること」	本要求に対して有益であると判断したため	以下のとおり要件を追記します。 ・(カ)L2エクステンションの数は全体で500以上をサポートできること。 また、動的にアプリケーションの帯域幅を制限できる機能性を有することは加点項目とします。なお、「マルチキャストトラフィックの転送をサポートできること」は検討の結果、要件に追加しません。
10	意見	O2_別添資料1.要件定義書	5	2	3	オ	2	以下要件を追記いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・L2エクステンションの数は全体で4000以上をサポートできること。	省庁間ローミング等の今後の拡張性を考慮し、要件を明確にした上で、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	以下のとおり要件を追記します。 ・(カ)L2エクステンションの数は全体で500以上をサポートできること。
11	意見	O2_別添資料1.要件定義書	5	2	3	オ	2	以下要件を追記いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・アプリケーションごとに優先順位付けを設定できる機能を有すること。 ・総帯域幅の可用性を計算した上で動的にアプリケーションごとに帯域幅を制限できる機能を有すること。	特に認証系通信の優先制御や、帯域を圧迫する定期的な通信に対する帯域制御は業務継続性の観点で重要と考えるため。	加点項目として追記いたします。
12	意見	O2_別添資料1.要件定義書	5	2	3	オ	2	以下要件を追記いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・拠点をリージョン単位で構成し、各リージョン内はリージョン代表拠点を中心にリージョン内拠点間のVLAN通信が可能であること。 ・リージョン代表拠点を經由し、各拠点とGSSDC間をVLAN通信が可能であること。	今後の拠点数増加を考慮すると、拠点追加に伴う設計・構築が容易な構成が有効であり、要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	原文の通りといたします。なお、ご意見の主旨をご提案いただくことは可能です。
13	意見	O2_別添資料1.要件定義書	5	2	3	オ	2	以下要件を追記いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・マルチキャストトラフィックの転送をサポートできること。	マルチポイントツーマルチポイント通信等をサポートすることが出来るため、貴庁の本ネットワーク利用の拡張性に寄与する機能であり、要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	原文の通りといたします。なお、ご意見の主旨をご提案いただくことは可能です。

No.	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
14	意見	O2_別添資料1.要件定義書	5	2	3	オ	2	以下要件をいただくようご検討をお願いします。 ・拠点をリージョン単位で構成し、各リージョン内はリージョン代表拠点を中心にリージョン内拠点間のVLAN通信が可能であること。 ・リージョン代表拠点を經由し、各拠点とGSSDC間をVLAN通信が可能であること。	今後の拠点数増加を考慮すると、拠点追加に伴う設計・構築が容易となる本構成が有効と考えており、要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	原文の通りといたします。なお、ご意見の主旨をご提案いただくことは可能です。
15	意見	O2_別添資料1.要件定義書	7	2	3	オ	2	「L2エクステンションの数は4000以上をサポートできること」を仕様追加検討よろしくをお願いします。	柔軟な構成検討及び拡張が図れるため	以下のとおり要件を追記します。 ・L2エクステンションの数は全体で500以上をサポートできること。
16	意見	O2_別添資料1.要件定義書	7	2	3	オ	2	「動的にアプリケーションの帯域幅を制限できる機能性を有すること」を仕様追加検討よろしくをお願いします	柔軟な構成検討及び拡張が図れるため	加算項目として追記いたします。
17	意見	O2_別添資料1.要件定義書	7	2	3	オ	2	「拠点をR単位で構成し、各R内は、Rを代表する拠点を中心に異なる末端拠点をVLANを伴うL2の転送(下図矢印実践)が可能であり、R間は、R代表拠点からAgを經由してVLANを伴うL2の転送(下図矢印破線)が可能であること」を仕様追加検討よろしくをお願いします 	柔軟な構成検討及び拡張が図れるため	原文の通りといたします。なお、ご意見の主旨をご提案いただくことは可能です。
18	意見	O2_別添資料1.要件定義書	7	2	3	オ-(イ)	3	【書類上の記載】 B多拠点間接続サービス：任意のオーバーレイ拠点機器、オーバーレイ集約機器の中から任意の3点間以上において、帯域共有型の仮想イーサネット回線を構成できること。また、各点において、MACアドレスに対する行先を取りまとめたFDBを構成し、ショーテストパスにて転送できること。ショーテストパスとは、転送においてオーバーレイ集約機器経由しなければ転送できないのではなく、FDB上の相手に対して直接転送することである。 【意見】 FDBでの定義ではなく、別アーキテクチャでショーテストパスを実現しているため、以下の表現で記載をお願いいたします。 「また、各点において、MACアドレスに対する行先を取りまとめたDB等を構成し、ショーテストパスにて転送できること。ショーテストパスとは、転送においてオーバーレイ集約機器経由しなければ転送できないのではなく、相手に対して直接転送することである。」	機能的な公平性の観点から	仕様書の記載を修正し「FDB」と断定せず、「FDB等」へ修正します。
19	意見	O2_別添資料1.要件定義書	8	2	3	オ-(エ)	1	【書類上の記載】 (エ)アンダーレイ側のMTUに応じて、オーバーレイ側のTCP通信については、MSSコントロールやバスMTUディスカバリ等を機器において制御することによりオーバーレイ上の通信性能の低下やフラグメント発生を抑制する機能を有すること。 【意見】 MSSコントロール等は一般的にL2処理部ではなくL3処理部に実装される機能となります。L2処理部で実現可能な製品は非常に限定的となるため、削除いただけないでしょうか。	機能的な公平性の観点から	機能要件として必須です。 該当する機器をご提案をお願いします。
20	意見	O2_別添資料1.要件定義書	8	2	4	イ	2	以下の要件追加をご検討頂く事は可能でしょうか。 「PoEフェイルオーバーに対応すること」	本要求に対して有益であると判断したため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
21	意見	O2_別添資料1.要件定義書	8	2	4	イ	2	O3別添資料1別紙1 拠点一覧のAP数について、以下要件に合わせ、台数が1台になっている拠点については、2台に変更いただくようご検討をお願いします。 ・小規模拠点においては、APの単一障害や保守作業において、提供エリアの縮退や実効帯域の低下は受容するが、小規模拠点において利用不能（ブラックアウト）となる構成は許容しない。	要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	小規模拠点（火山連絡事務所）については、APの故障時にSIM運用を想定しているため例外として1台構成とするため、「なお書き」として記載を追記します。
22	意見	O2_別添資料1.要件定義書	8	2	4	イ	4	別紙1にAP数は想定として記載がありますが、フロアごとの正確な無線の利用デバイス数をご提供いただけますでしょうか。	見積りへの作成に影響を与えるため。	閲覧資料のフロア図及び人員配置図をご確認いただき、ご提案ください。
23	意見	O2_別添資料1.要件定義書	9	2	2.4	イ(オ)	3	「WLCは、主たる場所の設備障害を想定して、GSSDCの1つであるOSA2（大阪第2データセンター）へ切り替えが可能であること。なお、東京-大阪間の切り替えは、デジタル庁の判断により実施され、切り替えに伴うオペレーションや、セッションや認証ステートのクリア、ゲストWi-Fiサービスの認証ステートのクリア、APの再起動などを許容し、実施開始から30分以内にサービス復旧することを想定すること」の記載がございます。実現するためにライセンスのクラウド管理を行うことはこの限りではないと文書修正の検討をお願いします。	要求事項を明確にするため	ご指摘を踏まえ、「ライセンスのクラウド管理を行うことはこの限りではない。」の記載を追記いたします。
24	意見	O2_別添資料1.要件定義書	9	2	4	ク	1	【O2_別添資料1.要件定義書に記載の文言】 (ク)APは、標準APと高性能APの2種を定め、標準APでの整備を必須とし、利用密度が高いエリア等においては、高性能APの提案を推奨する。 【上記に対する意見】 利用密度が高いエリアが分かる資料をご提示いただけますでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	閲覧資料で提示します。

No.	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
25	意見	O2_別添資料1.要件定義書	9	2	4	イ	1	以下の要件変更をご検討頂く事は可能でしょうか。 (ア)に 変更前「本仕様記載の要件を満たし・・・(中略)本仕様記載の要件を最大14W下の消費電力で・・・」→変更案「本仕様記載の要件を満たし・・・(中略)本仕様記載の要件を最大25.5W以下の消費電力で・・・」へ変更を希望致します。	弊社提案想定機種では要求仕様を満たせないため	14W以下の消費電力の推奨要件を削除しました。 IEEE802.3atを満たす提案をお願いします。
26	意見	O2_別添資料1.要件定義書	9	2	4	イ	1	標準AP及び、高性能AP要件として、以下要件を追記いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・PoEフェイルオーバー※に対応すること。 ※2つ以上のRJ45インターフェースより給電を行い、方系統の電力供給が絶たれた際も、APの再起動をすることなく継続利用することを可能とする機能	給電冗長を行うことは貴庁にとって有益な機能であり、要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
27	意見	O2_別添資料1.要件定義書	9	2	4	イ	2	東京-大阪間の切り替えは、デジタル庁様の判断に基づいて実施すると認識しておりますが、職員様への業務影響を最小限に抑えるために、自動切り替えとする仕様にご変更いただくことを推奨します。	作業範囲を明確にしたいため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
28	意見	O2_別添資料1.要件定義書	9	2	4	イ	4	「AP及びWLC部の技術要件の(オ)」について、「別添資料2.SLA項目一覧表1-4SLA目標値」では、ネットワーク大規模障害の平均故障復旧時間は1時間となっております。 障害発生時には自動切替を行うことで早期復旧が可能かと考えますので、SLAを担保し早期復旧を目指した自動切り替えを前提とした仕様にするべきではないでしょうか。	仕様を明確化するため。	障害発生時の切替はデジタル庁判断とします。
29	意見	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	4	イ-(ア)	3	【書類上の記載】 (ア)Wi-Fi6/6E/7、42x42:42、20/40/80/160MHzチャンネル幅(Wi-Fi6E/7/6GHz帯において、日本国内にて認可されている2.4GHz帯(1CH-13CH)、5GHz帯(W52/53/56)、Wi-Fi6E/76GHz帯に対応すること。 【意見】 ・別途質問している通り、42x42:42については4*4:4を意図されているという認識ですが、その前提で、2.4GHz帯についてはGSSネットワークでの利用は限定的と想定しております。製品の幅を広げるため2x2:2へ変更いただけないでしょうか？	機能的な公平性の観点から	「Wi-Fi6/6E/7、4x4:4又は2x2:2、20/40/80/160MHzチャンネル幅」へ修正します。
30	意見	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	4	イ	1	以下の要件変更をご検討頂く事は可能でしょうか。 (ウ)に 変更前「Wi-Fi6/6E/7、42x42:42・・・」→変更案「Wi-Fi6/6E/7、4x4:4又は2x2:2、・・・」へ変更を希望致します。	弊社提案想定機種では要求仕様を満たせないため	「Wi-Fi6/6E/7、4x4:4又は2x2:2、20/40/80/160MHzチャンネル幅」へ修正します。
31	意見	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	4	イ	1	以下の要件変更をご検討頂く事は可能でしょうか。 変更前「有線LANとして、1000Mbps/2500Mbps/5000Mbps/10Gbpsイーサネット規格に対応したインターフェースを有すること。」→変更案「有線LANとして、1000Mbps/2500Mbps/5000Mbpsイーサネット規格以上に対応したインターフェースを有すること。」へ変更を希望致します。	弊社提案想定機種では要求仕様を満たせないため	ご意見を踏まえ検討した結果、仕様書の該当箇所の記載を「有線LANとして、1000Mbps/2500Mbpsイーサネット規格が利用できること。また、5000Mbpsイーサネット規格を利用できることを推奨する。」に修正しました。
32	意見	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	4	イ	1	高性能AP要件(ウ)について、以下要件を変更いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・本仕様記載の要件を最大14W以下の消費電力で動作することを推奨する。 →本仕様記載の要件を最大25.5W以下の消費電力で動作することを推奨する。	想定している機器が要件を満たしていないため。	14W以下の消費電力の推奨要件を削除しました。 IEEE802.3atを満たす提案をお願いします。
33	意見	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	4	イ	1	高性能AP要件(オ)について、以下要件を変更いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・1000Mbps/2500Mbps/5000Mbps/10Gbpsイーサネット規格 →1000Mbps/2500Mbps/5000Mbpsイーサネット規格以上	想定している機器が要件を満たしていないため。	ご意見を踏まえ検討した結果、仕様書の該当箇所の記載を「有線LANとして、1000Mbps/2500Mbpsイーサネット規格が利用できること。また、5000Mbpsイーサネット規格を利用できることを推奨する。」に修正しました。
34	意見	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	4	イ	2	「PoEフェイルオーバーに対応すること」を仕様追加検討よろしくお願いたします。	可用性をたかめる事ができるため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
35	意見	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	4	イ	3	以下の要件変更をご検討頂く事は可能でしょうか。 (カ)に 変更前「ビームフォーミングに対応すること。送受信に対して、MU-MIMO/SU-MIMOに対応すること。」→変更案「ビームフォーミングに対応すること。送受信にAPからSTA及び、STAからAPへの送信に対して、MU-MIMO/SU-MIMOに対応すること」を変更へ変更を希望致します。	要求の機能を明確にするため	「APからSTA及び、STAからAPへの送信に対して、MU-MIMOに対応すること。」へ修正します。
36	意見	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	4	イ	3	高性能AP要件(ア)について、以下要件を変更いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・Wi-Fi6/6E/7、42x42:42、20/40/80/160MHzチャンネル幅 →Wi-Fi6/6E/7、4x4:4又は2x2:2、20/40/80/160MHzチャンネル幅	誤記と考えるため。	「Wi-Fi6/6E/7、4x4:4又は2x2:2、20/40/80/160MHzチャンネル幅」へ修正します。
37	意見	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	4	イ	3	高性能AP要件(カ)について、以下要件を変更いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・送受信にAPからSTA及び、への送信に対して、MU-MIMO/SU-MIMOに対応すること。 →APからSTA及び、STAからAPへの送信に対して、MU-MIMO/SU-MIMOに対応すること。	誤記と考えるため。	「APからSTA及び、STAからAPへの送信に対して、MU-MIMOに対応すること。」へ修正します。

No.	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
38	意見	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	4	イ	4	製品選定の幅を広げるために、WiFi7以外(WiFi6、WiFi6E)も推奨する条件に緩和いただけないでしょうか。	製品選定の幅が広がり、コスト削減も見込まれるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
39	意見	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	4	イ(ア)	3	「Wi-Fi6/6E/7、42x42:42、20/40/80/160MHzチャンネル幅(Wi-Fi6E/7/6GHz帯において)、日本国内にて認可されている2.4GHz帯(1CH-13CH)、5GHz帯(W52/53/56)、Wi-Fi6E/76GHz帯に対応すること」と記載ございますが、記載間違いかと思えます。「Wi-Fi6/6E/7、4x4:4又は2x2:2、20/40/80/160MHzチャンネル幅(Wi-Fi6E/7/6GHz帯において)、日本国内にて認可されている2.4GHz帯(1CH-13CH)、5GHz帯(W52/53/56)、Wi-Fi6E/76GHz帯に対応すること。」に修正お願いします	仕様の誤記載のため	「Wi-Fi6/6E/7、4x4:4又は2x2:2、20/40/80/160MHzチャンネル幅」へ修正します。
40	意見	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	4	イ(ウ)	1	「本仕様記載の要件を満たしかつ、満PoE規格IEEE802.3atで動作すること。また、本仕様記載の要件を最大14W以下の消費電力で動作することを推奨する。なお、消費電力値については、公開されているプロダクトデータシートにその点が記載されていなければならない」と記載ございますが最大25.5W以下に仕様変更のご検討よろしくをお願いします。	機器性能を最大現引き出させるため	14W以下の消費電力の推奨要件を削除しました。IEEE802.3atを満たす提案をお願いします。
41	意見	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	4	イ-(ウ)	3	【書類上の記載】 (ウ)PoE規格たるIEEE802.3atで動作すること。また、本仕様書記載の要件を最大14W以下の消費電力で動作することを推奨する。なお、消費電力値については、公開されているプロダクトデータシートにその点が記載されていなければならない。 【意見】 一般的な無線利用環境においてAPが最大の消費電力で動作することは稀であり、ほぼアイドル状態やTypical(平常時)状態の消費電力で動作します。よって消費電力を検討する場合には最大ではなく、アイドルあるいはTypicalの消費電力値が重要であると考えます。そのため消費電力として最大表記ではなく、アイドルあるいはTypicalにご変更いただけないでしょうか？	機能的な公平性の観点から	本仕様書記載の要件を最大消費電力を14W以下から25.5W以下に修正します。
42	意見	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	4	イ(オ)	1	「有線LANとして、1000Mbps/2500Mbps/5000Mbps/10Gbpsイーサネット規格に対応したインターフェースを有すること。」と記載ございますが、1000Mbps/2500Mbps/5000Mbpsイーサネット規格以上に対応したインターフェースを有すること。に仕様変更のご検討よろしくをお願いいたします。	接続するPoEスイッチは1Gインタフェースのため	ご意見を踏まえ検討した結果、仕様書の該当箇所の記載を「有線LANとして、1000Mbps/2500Mbpsイーサネット規格が利用できること。また、5000Mbpsイーサネット規格を利用できることを推奨する。」に修正しました。
43	意見	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	4	イ-(オ)	1	【書類上の記載】 有線LANとして、1000Mbps/2500Mbps/5000Mbps/10Gbpsイーサネット規格に対応したインターフェースを有すること。 【意見】 5/10Gbpsの対応については、接続先有線LANスイッチの5/10Gbps対応も必要となります。末端部スイッチにてダウンリンクが5/10Gbps対応しているものを選定した場合、費用として高額となることから、5/10Gbpsについては削除いただけないでしょうか？	幅広い導入形態に対応できるように	ご意見を踏まえ検討した結果、仕様書の該当箇所の記載を「有線LANとして、1000Mbps/2500Mbpsイーサネット規格が利用できること。また、5000Mbpsイーサネット規格を利用できることを推奨する。」に修正しました。
44	意見	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	4	ウ	2	以下の要件追加をご検討頂く事は可能でしょうか。 「基幹部と末端部の間にループ接続状態を検出し、遮断又は、抑制する機能を有すること」	本要求に対して有益であると判断したため	「基幹部と末端部の間にループ接続状態を検出し、遮断又は、抑制する機能を有すること」を追記します。
45	意見	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	4	ウ	4	エッジSWのポート数決定のため、別紙1に記載のない、エッジSW配下の機器(複合機等)についての台数情報を入札前までにいただけないでしょうか。	エッジSWの機器の選定に影響があるため。	閲覧資料においてご確認ください。
46	意見	O2_別添資料1.要件定義書	11	2	4	ウ	1	基幹部・末端部の技術要(オ)について、対象拠点数を明確にするようご検討をお願いします。	本調達において拠点一覧より個別LANシステムとの接続を行う拠点は72拠点のみと見受けられ、その他の拠点では本要求事項であるVRF分割やOSPFルーティング機能は不要であると考えため。	別紙1 拠点一覧にL3ルーティングが必要な拠点の情報を追記しましたのでご確認ください。
47	意見	O2_別添資料1.要件定義書	11	2	4	ウ	1	基幹部・末端部の技術要件として、以下要件を追加いただくようご検討をお願いします。 ・基幹部と末端部の間にループ接続状態を検出し、遮断又は、抑制する機能を有すること	L2ネットワークを構築する場合、末端部だけでなく基幹部と末端部間にも必要な機能と考えるため。	「基幹部と末端部の間にループ接続状態を検出し、遮断又は、抑制する機能を有すること」を追記します。
48	意見	O2_別添資料1.要件定義書	11	2	4	ウ	2	「基幹部と末端部の間にループ接続状態を検出し、遮断又は、抑制する機能を有すること」を仕様追加検討よろしくをお願いいたします。	耐障害性を向上させる事ができるため	「基幹部と末端部の間にループ接続状態を検出し、遮断又は、抑制する機能を有すること」を追記します。
49	意見	O2_別添資料1.要件定義書	11	2	4	ウ	4	A、B、Cにおける拠点GW機器、貴庁の機器に接続するモジュールの用意及び接続は貴庁にて実施いただけると認識しております。上記モジュールは調達物品に含まれないため、保守範囲外とさせていただきます。	調達範囲を明確にしたいため。	デジタル庁で整備する機器については、特段の要件がないかぎり、本調達における保守の範囲外の認識です。

No.	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
50	意見	O2_別添資料1.要件定義書	11	2	4	ウ(イ)	1	<p>【要件定義書上の記載】 GSS-NW拠点GW機器の整備拠点における基幹部と拠点GW機器間の接続構成要件は以下の通り A（大規模拠点）：25Gbase-LR以上かつ冗長構成にて接続すること。なお、デジタル庁は、拠点GW機器において、拠点GW機器からの25Gbase-LR以上を接続するためのモジュールを整備する。 B（中規模拠点）：10Gbase-LR以上かつ冗長構成にて接続すること。デジタル庁は、拠点GW機器において、拠点GW機器からの10Gbase-LR以上を接続するためのモジュールを整備する。</p> <p>【意見】 デジタル庁にて整備いただけるモジュールについては、調達範囲に含まれないため、保守対象外としていただけますでしょうか。</p>	調達範囲を明確にするため。	デジタル庁で整備する機器については、特段の要件がないかぎり、本調達における保守の範囲外の認識です。
51	意見	O2_別添資料1.要件定義書	11	2	4	エ	2	<p>以下要件を追加いただくようご検討をお願いできますでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認証・認可失敗時の切り分け手段として、運用者がユーザー毎に新NAC機器より認証・認可プロセスをリトライし、エンドユーザーの負担無く認証・認可失敗原因を明らかにする機能を有すること。 	受注者の提供範囲についての正常性を確認でき、貴庁運用者の負荷軽減となる有益な機能であり、要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
52	意見	O2_別添資料1.要件定義書	13	2	4	エ-(イ)	1	<p>【書類上の記載】 （**）再認証免除機能とは、端末が再接続を行う場合、A.MMicrosoft365が提供するIntuneのデバイス識別ID（IntuneDeviceID）に基づくコンプライアンス準拠が有効である、B.利用するユーザーのEntraDの属性情報が事前に定めた値となっている、C.利用するユーザーが有するEntraDの発行するプライマリトークンが有効である。の3要件をチェックし、3要件を満たす場合に限り、WEB認証を免除する機能のことである。</p> <p>【意見】 プライマリトークンについてですが、下記の二つの実装が考えられますが、どちらを意図しておりますでしょうか。 1.プライマリトークンを端末側が有し、端末自体がEntraD側とSAML連携し、ユーザー名・パスワードの入力を免除する。 2.端末側の操作なく、プライマリトークン情報を認証サーバがEntraD側と連携し、Web認証自体を免除する。 2を意図している場合には、提案可能な製品がなく、競争性の観点から仕様を緩和いただければと存じます。</p>	機能的な公平性の観点から	ご指摘を踏まえ、「トークンが有効であること」は推奨要件に変更します。 ご指摘の機能について、EntraDと連携した代替可能な機能の提案願います。
53	意見	O2_別添資料1.要件定義書	13	2	4	エ-(ウ)	1	<p>【書類上の記載】 (ウ)アクセス制御について 先の(イ)「利用者認証」をア「Wi-Fi及び有線LAN」にて実施した場合は、WEB認証に基づきMicrosoftEntraDのUserPrincipalName、MemberGroup情報、ExtensionPropertyの拡張属性、CustomAttributeの内容をEntraDから入手（これも属性チェックトランザクション）の条件文に基づく評価結果に基づき、端末が無線LANの場合は、APが端末に対してIPv4/IPv6アクセス制御の実施、およびAPがレイヤー2有線LANへのブリッジ先VLAN番号指定を同時に適用できること。 端末が有線LANの場合は、端末が接続された機器が、IPv4/IPv6アクセス制御の実施及び、ブリッジ先VLAN番号指定を同時に適用できること。</p> <p>【意見】 IPv4、IPv6のアクセス制御については、and条件ではなくor条件に変更することを検討いただけませんか？ 端末に設定するアクセスリストは、IPv4もしくはIPv6どちらか一方となると理解しております。そのため、下記変更をお願いできませんでしょうか。 「APが端末に対してIPv4もしくはIPv6アクセス制御の実施、およびAPがL2有線LANへのブリッジ先VLAN番号指定を同時に適用できること。端末が有線LANの場合は、端末が接続された機器が、IPv4もしくはIPv6アクセス制御の実施及び、ブリッジ先VLAN番号指定を同時に適用できること。」</p>	機能的な公平性の観点から	推奨要件であるため、変更なしとします。 なお、ご指摘の箇所について「IPv4及びIPv6」に修正します。
54	意見	O2_別添資料1.要件定義書	14	2	4	ウ(エ)	2	「EntraDの接続性及びクレデンシャルの正確性を確認できる機能性を有すること」を仕様追加検討よろしく願います。	認証機能を向上させることでセキュリティ強化が図れるため	検討の結果原案通りとします。

No.	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
55	意見	O2_別添資料1.要件定義書	14	2	4	エ-C	1	<p>【書類上の記載】 C接続中のユーザーに紐づくEntralD上の属性情報及び、IntuneDeviceIDによるコンプライアンス準拠をバックグラウンドにてチェック（これを属性チェックトランザクションと定義する）し、属性の値やコンプライアンス準拠の変化に応じて、10分以内に、APが端末に対してIPv4/IPv6アクセス制御の実施、およびAPが有線LAN(レイヤー2)へのブリッジ先VLAN番号の変更を実施できること。</p> <p>【意見】 属性の値、コンプライアンス準拠の変化に応じて「10分以内」という部分に関しては、同時にどの程度の規模で変更がなされるか想定できず、変更時間を要件とすることは、負荷の観点から機器、システム全体の安定性に問題を与える可能性があります。様々な状況にて処理できるよう、60分に緩和、あるいはより要件を詰めた上で時間を検討するのはいかがでしょうか。以下に、修正後の文言案を記載いたします。</p> <p>「C接続中のユーザーに紐づくEntralD上の属性情報及び、IntuneDeviceIDによるコンプライアンス準拠をバックグラウンドにてチェック（これを属性チェックトランザクションと定義する）し、属性の値やコンプライアンス準拠の変化に応じて、APが端末に対してIPv4/IPv6アクセス制御の実施、およびAPが有線LAN(レイヤー2)へのブリッジ先VLAN番号の変更を実施できること。変化に対応するまでの時間としては60分程度と想定しているが、設計時に値を確定することとする」</p>	機能的な公平性の観点から	ご意見を踏まえ検討した結果、仕様書の該当箇所の記載を「パフォーマンスを低下させることなく、かつ、15分以内に」に修正します。
56	意見	O2_別添資料1.要件定義書	14	2	4	エ-C	1	<p>【書類上の記載】 C接続中のユーザーに紐づくEntralD上の属性情報及び、IntuneDeviceIDによるコンプライアンス準拠をバックグラウンドにてチェック（これを属性チェックトランザクションと定義する）し、属性の値やコンプライアンス準拠の変化に応じて、10分以内に、APが端末に対してIPv4/IPv6アクセス制御の実施、およびAPが有線LAN(レイヤー2)へのブリッジ先VLAN番号の変更を実施できること。</p> <p>【意見】 端末に設定するアクセスリストは、IPv4もしくはIPv6どちらか一方となると理解しております。そのため、下記変更をお願いできませんでしょうか。</p> <p>「APが端末に対してIPv4もしくはIPv6アクセス制御の実施、およびAPがL2有線LANへのブリッジ先VLAN番号指定を同時に適用できること。端末が有線LANの場合は、端末が接続された機器が、IPv4もしくはIPv6アクセス制御の実施及び、ブリッジ先VLAN番号指定を同時に適用できること。」</p>	機能的な公平性の観点から	ご意見を踏まえ検討した結果、仕様書の該当箇所の記載を「IPv4及びIPv6」に修正します。
57	意見	O2_別添資料1.要件定義書	14	2	4	エ-D	1	<p>【書類上の記載】 D受注者は、デジタル庁が全省庁をシングルテナントで収容するEntralDにて運用していることを前提とし、属性チェックトランザクション数を制御し、EntralDによるスロットリング制限を受けないようにする仕組みを有することを推奨する。</p> <p>【意見】 スロットリング制限を受けないようにする仕組みを有している製品は非常に限定的となるため、制限については削除いただけないでしょうか？</p>	機能的な公平性の観点から	本件、スロットリング制限を回避する手段を持つ構成を含めて検討、提案いただきたいと考えておりますので、原案を維持します。
58	意見	O2_別添資料1.要件定義書	14	2	4	オ	2	以下の要件追加をご検討頂く事は可能でしょうか。 「自省庁と他省庁間のローミングの実施においては、再認証免除機能を有すること」	本要求に対して有益であると判断したため	原文の通りといたします。なお、ご意見の主旨をご提案いただくことは可能です。
59	意見	O2_別添資料1.要件定義書	14	2	4	オ	2	WiFiローミングの要件として、以下要件を追加いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・自省庁と他省庁間のWiFiローミングにおいては、新NAC機器間での認証データを連携することにより再認証を免除する機能を有すること。 「自省庁と他省庁間のローミングの実施においては、再認証免除機能を有すること」を仕様様に追加検討よろしく願いいたします。	貴庁やエンドユーザー様にとって有益な機能であり、要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	原文の通りといたします。なお、ご意見の主旨をご提案いただくことは可能です。
60	意見	O2_別添資料1.要件定義書	15	2	4	オ	2	「自省庁と他省庁間のローミングの実施においては、再認証免除機能を有すること」を仕様様に追加検討よろしく願いいたします。	ローミング機能を向上させ、認証に係る効率化が図れるため	原文の通りといたします。なお、ご意見の主旨をご提案いただくことは可能です。
61	意見	O2_別添資料1.要件定義書	15	2	4	オ-(ア)	1	<p>【書類上の記載】 受注者は、ローミング用のSSID及び本調達に定める認証方式による認証・認可を提供し、他省庁等端末からの通信を末端拠点ゲートウェイ機器等に対して、指定するVIDを付与したL2にて引き渡ししなければならない。</p> <p>【意見】 ローミング用の通信については、仕様書案に記載されております下記のAP機能を活用し、人的ミス避けるためにも拠点側の設計を不要とすることが望ましいと考えます。 「APは、ゲスト向けWi-Fiなど、通信をカプセル化して通信を隔離すべき通信対象に対しては、AP部からWLC部にトンネルを構築し、WLCとAP下の端末とブリッジできること」</p>	幅広い導入形態に対応できるように	検討の結果原案の通りとします。
62	意見	O2_別添資料1.要件定義書	15	2	5	イ	1	(カ)Aについて 貴庁の指定するデータ転送ツールを明確にしていただけますでしょうか。 また、貴庁指定ツールのインストールができない場合、連携が必要な監視データを貴庁と合意した何らかの形で送付する構成でも問題ないでしょうか。	データ転送ツールについて明示されておらず、見積もりの算定及び、構成の検討ができない状態であり、要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	データ転送ツールの詳細は閲覧資料で提示する旨、仕様書へ記載いたします。

No.	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
63	意見	O2_別添資料1.要件定義書	15	2	5	イ	1	(サ)Aについて ネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データについて、JSON形式にてデータをリアルタイムでエクスポートできるように構成すること。と記載があります。 上記記載の”リアルタイム”について、以下のどちらの意味を示していますでしょうか。 ①貴庁よりデータ要求があった場合にその時点のリアルタイムデータを渡せること ②受注者構築の監視システムより、常時データを送信し続けること。 ②の場合、”リアルタイム”の記載を削除いただくようご検討をお願いできますでしょうか。	要求範囲を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。 また、②は実現不可と考えるため。	①のご認識となりますので、明確となるよう仕様書を修正します。
64	意見	O2_別添資料1.要件定義書	15	2	5	イ	1	(サ)Aについて、データ転送ツールのインストールに関する文を削除いただきたい。 案：Aネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データについて、JSON形式にてデータをリアルタイムでエクスポートできるように構成すること。また、デジタル庁の指定するデータ転送ツールをインストールし稼働させ、GSS統合監視システムに自動で連携すること。	機器の機能開発が必要となり、調達に係る費用の高騰が想定されるため。	データ転送ツールの詳細は閲覧資料で提示する旨、仕様書へ記載いたします。
65	意見	O2_別添資料1.要件定義書	15	2	5	イ(ア)	3	「オーバーレイネットワークシステムにおけるオーバーレイ拠点機器及びオーバーレイ集約機器の初期設定、構成管理、稼働監視等を、Web画面等を通じGSSDCから一元的に実施できること。」の記載ございますが、初期設定はコンソール接続にて設定を行う必要があり、初期設定後にWeb画面を通じ一元管理できるようになるため、「初期設定」の文書削除をご検討よろしくお願いたします。	一般的なネットワーク機器の初期設定はコンソールで行う必要があるため	「初期設定」を「設定」へ修正します。
66	意見	O2_別添資料1.要件定義書	15	2	5	イ(イ)	4	「拠点に配置されたオーバーレイ拠点機器の初期設定等を、Web画面等を通じGSSDCから一元的に実施できること」と記載ございますが、上記記載と同等となります。仕様削除をご検討よろしくお願いたします。	仕様の記載内容が上記(ア)と重複しているため	ご意見を踏まえ、本記載は削除致します。
67	意見	O2_別添資料1.要件定義書	15	2	5	イ(ウ)	3	「拠点に配置されたオーバーレイ拠点機器の初期設定等をGSSDCに配置した統合管理監視システムから実施できること」と記載ございますが、上記(ア)、(イ)に記載の通りGSSDCから一元的に実施できれば、統合管理監視システムから実施できなくても構わないように、「統合管理監視システムから実施」の文書削除をご検討よろしくお願いたします。	上記(ア)、(イ)からGSSDCから一元的に実施できれば仕様を満たす認識のため	ご意見を踏まえ、本記載は削除致します。
68	意見	O2_別添資料1.要件定義書	15	2	5	イ(オ)	3	「統合管理監視システムは個別のシステムとしてGSSDCに設置され独立して稼働でき、インターネット等を経由した外部サービスとの接続を必要としないこと。」の記載がございます。ライセンスのクラウド管理を行うことはこの限りではないと文書修正の検討よろしくお願いたします。	要求事項を明確にするため	ご指摘を踏まえ、「ライセンスのクラウド管理を行うことはこの限りではない。」の記載を追記いたします。
69	意見	O2_別添資料1.要件定義書	15	2	5	イ(サ)	1	以下の要件変更をご検討頂く事は可能でしょうか。 (サ)のAに 変更前「ネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データについて、JSON形式にてデータをリアルタイムでエクスポートできるように構成すること。また、デジタル庁の指定するデータ転送ツールをインストールし稼働させ、GSS統合監視システムに自動で連携すること。」→変更案「ネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データについて、JSON形式にてデータをリアルタイムでエクスポートできるように構成すること。」へ変更を希望致します。	弊社提案想定機種では要求仕様を満たせないため	データ転送ツールの詳細は閲覧資料で提示する旨、仕様書へ記載いたします。
70	意見	O2_別添資料1.要件定義書	15	2	5	イ(サ)A	3	「ネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データについて、JSON形式にてデータをリアルタイムでエクスポートできるように構成すること。また、デジタル庁の指定するデータ転送ツールをインストールし稼働させ、GSS統合監視システムに自動で連携すること。」と記載ございますが、デジタル庁指定のデータ転送ツールおよびデジタル庁で整備予定のGSS統合監視システムが不明のため、「また、デジタル庁の指定するデータ転送ツールをインストールし稼働させ、GSS統合監視システムに自動で連携すること。」の仕様記載を削除をご検討よろしくお願いたします。	要求事項を明確にするため	統合監視システムの詳細は閲覧資料で提示する旨、仕様書へ記載いたします。
71	意見	O2_別添資料1.要件定義書	15	2	5		1	【書類上の記載】 統合管理監視システムは個別のシステムとしてGSSDCに設置され独立して稼働でき、インターネット等を経由した外部サービスとの接続を必要としないこと。 【意見】 昨年度の”法務省のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等”と同様に下記の要件を追記していただけないでしょうか？ 「統合管理監視システムは、GSSDC上またはISMAP認定クラウド上にデジタル庁の管理下で構築かつ稼働すること。当該システムは管理・維持するための通信（例えば、ライセンスや管理者の認証・検証、セキュリティシグネチャやソフトウェアダウンロード、検体分析など）を除き、非ISMAP認定サービスとの通信を必要としないこと。また、当該システムの管理・維持するための通信ができない場合においても、稼働が停止しないこと。」	幅広い導入形態に対応できるように	機器は、デジタル庁が指定するラック（1ラック）に収容すること、想定機器の定格等について事前に情報を提供願います。
72	意見	O2_別添資料1.要件定義書	16	2	5	イ	1	(サ)Bについて 想定ログデータフォーマットを明確にいただけますでしょうか。 また、貴庁指定予定のログフォーマットについて、RFC等で定められている標準化されたフォーマットと認識して問題ないでしょうか。	見積の算定及び、構成の検討ができない状態であり、要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	ご認識の通りです

No.	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
73	意見	O2_別添資料1_要件定義書	17	2	6	ク	4	「大規模なレイアウト等変更が発生する場合」との記載がございますが、規模を問わず、レイアウト変更の対応は都度相談とさせていただきます。	作業範囲を明確にしたいため。	できる限り閲覧資料にて提示する予定ですが、レイアウト変更の対応については計画的な対応となるよう協議いたします。
74	意見	O2_別添資料1_要件定義書	17	2	7	ア	2	必須要件のみならず、加算項目についても提案時点で提供可能であることを示すエビデンスの提示を条件として追記いただくようご検討をお願いできますでしょうか。	要求事項に対する実現可否の根拠を明確にする必要があると考えるため。	本項にかかるエビデンスについては、必須要件のみで問題ありません。
75	意見	O2_別添資料1_要件定義書	20	4	6	-	4	図2調達作業スケジュールにおいて、令和7年度2月末にLAN配線・AP設置工事が完了、令和7年度3月からGSS運用開始と想定されております。運用事業者への引継ぎが必要になると認識しておりますので、運用事業者への引継ぎ期間を考慮したスケジュールをご提示いただけないでしょうか。	運用事業者への引継ぎ期間が必要であるため。	運用開始前までに引継ぎが必要となりますので、適切に対応いたします。なお、調達仕様書の図2スケジュール及び1.4項の調達の範囲へ引継ぎ期間を追記いたしました。
76	意見	O2_別添資料1_要件定義書	20	付録A	イ	-	4	別紙1に専用線暗号化の該当拠点がなく、正しい情報があればご提供いただきたいです。	作業工数に影響があるため。	フレッツ以外の拠点は暗号化の対象とするため、O3_別添資料1_別紙1_拠点を一覧にて示すよう修正します。
77	意見	O2_別添資料1_要件定義書	20	付録A	イ	-	4	地方集約点の機器は本調達範囲外と認識しております。地方集約点側の機種によっては、設計内容に影響を及ぼす可能性があるため、入札の公告時には、地方集約点側の機器の機種情報を共有いただきたいです。また、接続検証作業や地方集約点側の機器の設定変更が必要になった際には、地方集約点の機器調達業者様にもご協力をお願いいたします。	調達範囲を明確にしたいため。品質向上に繋がるため。	対象拠点は閲覧資料で提示いたします。
78	意見	O2_別添資料1_要件定義書	21	付録A	-	オ(工)B	1	【O2_別添資料1_要件定義書に記載の文言】 (イ)TYO2における利用可能な空間・電源・空調要件は、以下の通りである。 A電源：交流100V又は200V50Hz（1500W）を2回路 B（電圧については、両電圧で提供されるが、可能な限り200V/100V対応機器を調達し、契約後の当庁からの電力要件に応じて100V/200Vを選択し、対応できるようにすること） C空間：19インチラック32U空間、奥行き900mmケーシング仕様 D空調：上記電源を通信機器等において消費した場合における発熱を回収できるに十分な空調 【上記に対する意見】 仮想基盤については運用面を考慮し、オンプレミスでの提案を検討しているが、Cの要求空間に収納が不可となり、電源/設備の増強工事が必要と判明した場合は事業者負担でおこなうこととさせていただくことは可能でしょうか。	1. 要求空間に収納が不可となり、物理機器削減目的でクラウド基盤上に構築となった場合、基盤障害が発生した際にはクラウド事業者側の対応となるため、障害復旧時のコントロールが難しくなると考えております。障害復旧を考慮した運用を行うには、オンプレミスでの構築を行うことが望ましいと考えております。 2. 調達範囲を明確にするため。	ご提案の対応は可能です。ただし、仕様書に記載のあるよう「合理的に必要と示すことができる機器」の提案が事前に必要となります。
79	意見	O2_別添資料1_要件定義書	21	付録A	-	オ(工)A	1	【要件定義書上の記載】 (イ)TYO2における利用可能な空間・電源・空調要件は、以下の通りである。 A電源：交流100V又は200V50Hz（1500W）を2回路 （電圧については、両電圧で提供されるが、可能な限り200V/100V対応機器を調達し、契約後の当庁からの電力要件に応じて100V/200Vを選択し、対応できるようにすること） B空間：19インチラック32U空間、奥行き900mmケーシング仕様 C空調：上記電源を通信機器等において消費した場合における発熱を回収できるに十分な空調 【意見】 電源要件を緩和いただけないでしょうか。2回路あったとしても、基本的に機器は回路障害に備えて別回路からそれぞれ電源を確保し、片方の回路に障害があり電源供給の回路が片寄せされた場合でも稼働できるように設計します。そのため実質利用可能なのは1500Wのみとなり本提案で必要な機器の電源を賄うことができません。また、電源・空間につきまして、拡充若しくは記載のある同等要件を有する近傍のDCへ変更されますでしょうか。拡充・近傍のDCへの変更が不可の場合、落札者にてハウジングサービスを手配し、提供させていただくことは可能でしょうか。	調達範囲を明確にするため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
80	意見	O2_別添資料1_要件定義書	21	付録A	オ	(工)	1	仕様書内の「19インチラック32U」の空間要件については、1ラックごとの要件であり、複数ラックを用いることができる認識でよろしいでしょうか。また、空間要件もしくは電源要件を満たせない場合、ISMAP認定クラウドの利用を許容いただけないでしょうか。	調達範囲を明確にしたいため。	機器は、デジタル庁が指定するラック（1ラック）に収容すること、想定機器の定格等について事前に情報を提供願います。
81	意見	O2_別添資料3_成果物一覧	2	1	12	-	4	テスト計画書は設計工程開始時ではなく設計工程終了時の提出とすることは可能か。	テストの対象となる機能や合格基準は、本調達にて利用する機器の設計工程にて、利用する機能などを設計する中で明らかになることが想定されるため。	設計後の場合、選定機種によりテスト要件が絞られる可能性が生じるため、前提となるテスト内容を整理いただいてから設計に入る方が妥当と考えますので、原案の通りとします。
82	意見	O3_別添資料1_別紙1_拠点一覧	1	-	-	-	3	想定無線LANAP総数の内訳として、高性能APと標準APIに数量を分割することを希望する。	双方の利用数を把握することで、最適な積算・設計を進めることができるため	機種の選定、必要数量の設計については、受注者の提案を受けるとしてしておりますので、閲覧資料で提示する拠点情報をご覧ください提案願います。
83	意見	O3_別添資料1_別紙1_拠点一覧	1	-	-	-	4	既存GW機器の接続先情報(設置フロア、接続先/I/F種別)のわかる資料を資料閲覧時に閲覧したく、ご準備いただきたい。	より詳細に内容を把握して積算に役立てたいため	閲覧資料で提示します。

No.	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
84	意見	03_別添資料1_別紙1_拠点一覧	1	-	-	-	4	石綿の有無のわかる資料を資料閲覧時に閲覧したく、ご準備いただきたい。	石綿対象拠点数を把握することで、最適な積算を進めることができるため	閲覧資料として開示します。なお、状況が不明な建物があった場合は「不明」として開示します。
85	意見	03_別添資料1_別紙1_拠点一覧	1	-	-	-	4	利用可能な分電盤位置、回路番号を資料閲覧時に閲覧したく、ご準備いただきたい。	より詳細に内容を把握して積算に役立てたいため	閲覧資料で提示します。
86	意見	03_別添資料1_別紙1_拠点一覧	1	-	-	-	4	既存回線終端装置の位置及び該当建屋でのGSS利用実績の有無を資料閲覧時に閲覧したく、ご準備いただきたい。	より詳細に内容を把握して積算に役立てたいため	閲覧資料で提示します。
87	意見	03_別添資料1_別紙1_拠点一覧	1	-	-	-	4	有線LANの位置を資料閲覧時に閲覧したく、ご準備いただきたい。	より詳細に内容を把握して積算に役立てたいため	閲覧資料で提示します。
88	意見	03_別添資料1_別紙1_拠点一覧	-	-	-	-	4	既存GW機器の接続先情報(設置フロア、接続先/F種別)の分かる資料を資料閲覧時に確認させていただきます。	より詳細に内容を把握して積算に役立てたいため。	閲覧資料で提示します。
89	意見	03_別添資料1_別紙1_拠点一覧	-	-	-	-	4	利用可能な分電盤位置、回路番号とともにご準備いただける電源容量の上限について、資料閲覧時に確認させていただきます。	より詳細に内容を把握して積算に役立てたいため。	閲覧資料で提示します。
90	意見	03_別添資料1_別紙1_拠点一覧	-	-	-	-	4	有線LANの位置について、資料閲覧時に確認させていただきます。	より詳細に内容を把握して積算に役立てたいため。	閲覧資料で提示します。
91	意見	03_別添資料1_別紙1_拠点一覧	-	-	-	-	4	注1～注4の記載がないため、記載をお願いいたします。	注1～注4の内容が不明のため。	項目名の欄に”注1～注4”の記載、その説明が表外の左下に記載があります。
92	意見	03_別添資料1_別紙1_拠点一覧	-	-	-	-	4	他省庁と同様に機器台数の合計の記載をお願いいたします。	より詳細に内容を把握して積算に役立てたいため。	欄外(欄の下部)に太字で記載しています。
93	意見	03_別添資料1_別紙1_拠点一覧	-	-	-	-	4	NATルータの利用用途、要求されるスペック、機能等を記載いただきたいです。	仕様を明確化したいため。	設計変更によりNATルータは不要となったため削除します。
94	意見	03_別添資料1_別紙1_拠点一覧	1-2	-	-	-	3	別添1_拠点一覧に記載されている拠点ネットワーク機器数が「2」でNATルータ数が「2」の拠点において、拠点ネットワーク機器がNATルータ機能を有する場合は拠点ネットワーク機器のみ提案できるように「但し、拠点ネットワーク機器がNATルータ機能を有する場合は、NATルータを省くことはこの限りでない」	要求事項を明確にするため 拠点ネットワーク機器とNATルータを統合することで費用削減が図れるため	設計変更によりNATルータは不要となったため削除します。
95	質問	01_調達仕様書	3	1	5	-	1	複合機・プリンタ等の接続や切替時期はいつ頃になりますでしょうか。また、設置台数やケーブルの余長など考慮すべき事項は閲覧資料でご提示いただける認識でよいでしょうか。また、複合機・プリンタの配線等役割について、下記の認識でよろしいでしょうか。 ①L2SW⇄ローゼットまでのLAN配線：受注者②ローゼットの設置(複合機・プリンタ近く)：受注者③ローゼット⇄複合機・プリンタまでのLANケーブル用意：受注者④ローゼット⇄複合機・プリンタへのLAN結線：各拠点ご担当者様	作業範囲を明確にしたいため。	複合機・プリンタ等は現在気象庁で利用している機器となりますので、GSS利用開始と合わせて3月上旬に切替を予定しています。設置位置等は室内レイアウトを閲覧資料で提示しますので、NW機器の設置位置を考慮の上見積ってください。また、役割については複合機・プリンタ等とのLAN結線のみ各拠点担当者を想定しています。
96	質問	01_調達仕様書	4	2	1	-	1	図3の「GSSネットワーク」において全国網アクセスサービス及びモバイルアクセスサービスはGSSDC(東日本)(※TYO2と想定)とのみ接続しているように見受けられる。「オーバーレイネットワークシステム」において、モバイルもしくは全国網を引き込んでいる拠点は、GSSDC(東日本)とのみオーバーレイトンネルを張ればよいということか。また、要件定義書の図1では全国網及びモバイル網はGSSDC(西日本)(※OSA2と想定)にも引き込まれており、かつ専用網はGSSDC(東日本)のみに引き込まれているが、調達仕様書の図3と要件定義書の図1のどちらが正か。	ネットワーク設計のため。	図3 GSSネットワーク図に誤りがありましたので修正します。
97	質問	01_調達仕様書	14	6	3	カ	1	「(イ)複数の事業者に関係する、GSSの全体に係るようなテスト(結合テスト及び総合テスト等)は、関連する事業者と協働すること。 (ウ)個別システム等の接続時の各種テストは、個別システム所管部課及び個別システム事業者等と協働し、実施すること。」 について、個別システムの移行にあたってのテストであるとお見受けするが、個別システム事業者が事業者間連携の主となるか。	役割分担の把握のため。	気象庁では職員による管理機器(プリンタ、メールサーバ、プロキシサーバ)のみのため、個別システム事業者との連携は不要。気象庁担当者との調整により試験を実施します。
98	質問	01_調達仕様書	15	6	4	ア	1	「(エ)受注者は、導入したハードウェア・ソフトウェアの販売終了予定や保守可能期限終了予定等が判明した時点で、遅延することなく、当庁に当該製品等の報告を行うとともに、その後の保守可能期間についても報告すること。」とあるが、遅延とは具体的にどの程度の期間を想定されているか。	要件を正確に把握するため。	運用に支障が生じることのないよう対応策を講じる期間を考慮して速やかにご報告いただくことを想定しています。
99	質問	01_調達仕様書	16	6	4	ア	1	(キ)について技術的なサポートとして事業者のどのようなサポートをご期待いただいているか。(例：技術的な問い合わせ)	要件を充足する要員の確保のため。	要件定義書に記載する「保守・監視について」や「設備・工事など」等が本調達受注者の役割となります。デジタル庁のGSSネットワーク担当職員です。
100	質問	01_調達仕様書	16	6	4	ア	1	(サ)受注者にて説明する担当職員様は、デジタル庁様の本調達を担当する職員様のことであり、気象庁の各拠点の担当者は含まない理解でよいのか。	要件を正確に把握するため。	デジタル庁のGSSネットワーク担当職員です。
101	質問	01_調達仕様書	21	7	1	エ	1	プロジェクトメンバの条件については、複数名で条件を満たせばよろしいでしょうか。	本調達におけるプロジェクトメンバは複数人を想定し、全プロジェクトメンバにおいて必須条件となると体制を構築する上で難しく、また要員工数の単価も上がり初期コストに影響が出るため	プロジェクトメンバにおいては、体制として要件を満たしていれば問題ありません。
102	質問	01_調達仕様書	23	7	3	オ	1	現地調査を円滑に進めるために、事前に拠点ごとの石綿有無を把握したいと考えておりますが、貴庁より建築物石綿含有建材調査報告書及び建物の着工年数を閲覧資料として開示していただけないでしょうか。	作業工数を明確にしたいため。	閲覧資料として開示します。なお、状況が不明な建物があった場合は「不明」として開示します。
103	質問	01_調達仕様書	23	7	3	オ	1	「石綿調査」について、閲覧資料を確認のうえ必要に応じて石綿調査することと記載がございます。	作業項目を明確にし、積算を行うため。	閲覧資料として開示します。なお、状況が不明な建物があった場合は「不明」として開示します。
104	質問	01_調達仕様書	23	7	3	オ	1	石綿調査に必要な「建物の着工年代」「過去の石綿事前調査結果」「増築や改築の有無」などの情報を閲覧資料で明示していただけますでしょうか。 「石綿調査」について、閲覧資料を確認のうえ必要に応じて石綿調査することと記載がございます。 石綿処理対応は国土交通省さまが指定する「アスベストの飛散性・非飛散性」のレベル3想定(調査・対策・処理をする)ということでしょうか。	作業項目を明確にし、積算を行うため。	石綿調査状況については閲覧資料として開示します。なお、状況が不明な建物があった場合は「不明」として開示しますので、国土交通省が指定する「アスベストの飛散性・非飛散性」のレベル1～3の状況に応じた適切な対応をお願いします。

No.	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
105	質問	O1_調達仕様書	24	7	6	ア	1	(イ)「契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制並びに以下に記載する事項の遵守の方法及び提出を求めている情報、書類等について、当庁の担当職員に提示し、了承を得た上で確認書類として提出すること」について、「成果物一覧」に記載されている資料のどれにあたるか。	作成ドキュメントのイメージの把握のため	成果物一覧のプロジェクト管理要領に含む資料です。
106	質問	O1_調達仕様書	25	7	6	ア	1	保守期間終了時に構築機器の廃棄処理は不要な認識でよいでしょうか。必要な場合、対象となる機器とデータ消去の必要性等があればご提示いただきたい。	作業範囲を明確にしたいため。	保守期間終了後の廃棄処理の対応は不要です。仕様書へ以下の内容を追記します。 「保守期間終了時の廃棄処理は本調達に含まれない。」 ビル管理事業者に対しては、受注者からの発注になります。
107	質問	O1_調達仕様書	30	7	8	キ	1	(コ)について、APやネットワーク機器の設置にあたりビルの共用部分やファシリティの工事が必要になる場合、ビル管理事業者に対しては、事業者から発注することになるのか。	役割分担の把握のため。	ビル管理事業者に対しては、受注者からの発注になります。
108	質問	O2_別添資料1.要件定義書	1	1	5	-	1	「スケジュール上の留意点」について、今後、拠点の統廃合や接続方法が契約期間中において変更される可能性があるとの記述がございます。	現在判明している計画を元に拠点情報を整理し、工事工数や必要な経費を明確にするため。	対応が必要となる移転計画については閲覧資料で提示します。
109	質問	O2_別添資料1.要件定義書	2	2	1		2	入札公告が出る際に、判明している統廃合や接続方法の変更、移転計画などの情報を閲覧資料で明示していただけますでしょうか。	設計のため。	閲覧資料で提示します。
110	質問	O2_別添資料1.要件定義書	2	2	1		2	「拠点一覧」からは、主系回線として専用線、副系回線としてネクストを利用する拠点が見受けられる。このような拠点において、主系回線への接続は本調達にて調達する「オーバーレイ拠点機器」を用いての接続か、それとも既設の「拠点ゲート機器」を用いるか。専用線との接続仕様（インターフェース、speed/duplex等）は資料閲覧で確認可能か。	設計のため。	別紙1拠点一覧の既設ゲート機器がある拠点については既設ゲート機器を用います。専用線の接続仕様については契約後別途ご提示します。
111	質問	O2_別添資料1.要件定義書	2	2	1		2	アドレス設計について、デジタル庁の設計ポリシーに基づき、事業者側でアドレス設計をするという考え方でよいのか。 ※設計ポリシー例： -A拠点はx.x.x.0/24,B拠点はy.y.y.0/24,C拠点は、、、を割り当てる。 -セグメントの末尾X個はMFPなど固定IPアドレスに用いる -セグメントの冒頭X個はDGWなどNW機器の固定IPアドレスに用いる	役割分担のため	気象庁側でのアドレス計画も含まれるので、アドレス情報については、受注後別途提供します。
112	質問	O2_別添資料1.要件定義書	4	2	3	イー(キ)	1	【書類上の記載】 xFlow技術等によりフロー情報を別途整備するコレクターなどにおいて観測できる機能を有することを推奨する。 【質問】 別途整備するコレクターについて想定されている機種がございましたら、開示していただけないでしょうか？	要件を明確にするため	標準的な技術を用いた機種を選定願います。
113	質問	O2_別添資料1.要件定義書	4	2	3	ウ	2	オーバーレイ集約機器と、相互接続集約ネットワーク機器を接続するメディアの規格の指定はございますでしょうか。指定がございましたらご教示いただきたいです。	調達範囲を明確にしたいため。	事業者さまの提案を受けます。
114	質問	O2_別添資料1.要件定義書	4	2	3	ウ	2	(イ)の「相互接続集約ネットワーク機器」は受注者の調達・整備対象と記載があるが、p.3の図1に当該機器は見受けられない。「相互接続集約ネットワーク機器」は各DCにて主系/副系のオーバーレイ集約機器をLAN側で収容するものであり、本調達の対象に含まれるという理解で良いか。	調達対象の把握のため。	指摘区分は調達対象です。 仕様書の関連図（図1）を修正します。
115	質問	O2_別添資料1.要件定義書	5	2	3	エ	2	(イ)「B全国網サービスの利用不能や通信障害時において、全国網サービスの代わりにモバイルサービスを利用し、同一のオーバーレイネットワークを提供可能であること。」について、 ・主系回線がネクスト、副系回線がモバイル（LTE）の場合、主系回線の障害時に副系回線に切り替わること、と同義との理解でよいのか。 ・主系回線が専用線、副系回線がネクストの場合、専用線と副系回線の両系が断した際にモバイル（LTE）への切り替えは不要との理解でよいのか。	設計のため。	ご認識のとおりです。
116	質問	O2_別添資料1.要件定義書	5	2	3	エ-ア	1	【書類上の記載】 地方拠点等に設置するオーバーレイ拠点機器は、オーバーレイ集約機器との間において、以下の要件を満たす暗号化通信処理能力を満たさなければならない。 A暗号化方式：CRYPTRECの電子政府推奨暗号リストに定めるところの暗号方式（例：AES128bit）又はそれに準ずる強度を有する暗号化方式 B別紙1において、小規模拠点又は記載がない拠点（小規模拠点とみなす）においては、フレームサイズ512byteにおいて100Mbps以上の処理能力 C別紙1において、中規模拠点と記載がある拠点においては、フレームサイズ512byteにおいて500Mbps以上の処理能力 【質問】 オーバーレイ拠点機器で提案されるルータやファイアウォール等については、複数機能を動作させる場合に性能が縮退することが一般的であるが、本要件については、暗号化通信処理能力として、記載の処理性能を有していればよいという理解でよろしいでしょうか？	器選定に必要なため	本仕様書で規定する機能の実現下において、本処理能力を満たし、維持できる時期の提案を願います。
117	質問	O2_別添資料1.要件定義書	5	2	3	エ-イ	1	【書類上の記載】 モバイルサービスは、当庁が提供するSIM（加入者識別モジュール）を使用して、接続可能な機能性を有すること。なお、オーバーレイ拠点機器は、モバイルサービスなどを利用するためのモデム等の機器が本体に内蔵又は分離（外付け）されていてもよい。 【質問】 分離してモデム等の機器を用意する場合、その機器についても、統合管理監視システムの管理対象となり、“P4イ構成するネットワーク機器の(オ)”、並びに“P15イ統合管理監視システムに求める技術要件の(ア)~(ウ)”を満たす必要があるという理解でよろしいでしょうか？	要件を明確にするため	モバイルサービスのモデム機器を分離した場合は、監視対象外とします。
118	質問	O2_別添資料1.要件定義書	5	2	3	エ-イ	1	【書類上の記載】 モバイルサービスは、当庁が提供するSIM（加入者識別モジュール）を使用して、接続可能な機能性を有すること。なお、オーバーレイ拠点機器は、モバイルサービスなどを利用するためのモデム等の機器が本体に内蔵又は分離（外付け）されていてもよい。 【質問】 モバイルサービスなどを利用するためのモデム等の機器に障害があった際には、“別添資料22-2SLA評価対象の障害種別の定義等”にある“表1-3障害種別”ではどの障害に分類されますか？内蔵と外付けで分類が異なるのであればそれぞれ教えてください。	要件を明確にするため	分類は異なりません。オーバーレイ機器の部品故障と捉え、SD-WANルータ片系障害(1台)相当となります。

No.	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
119	質問	O2_別添資料1.要件定義書	5	2	3	エ-イ	1	<p>【書類上の記載】 冗長構成の場合、全国網サービスへの接続をハブなどにより分離し、冗長構成となる機器において全国網サービスの接続を共有できるようにし、冗長構成における片系障害においても全国網サービスが利用可能であること</p> <p>【質問】 全国網サービスについては、上記のように冗長構成時に両系の機器が接続可能にするという要件がございますが、モバイルサービスへの接続についても、同様に、冗長構成の場合は両系の機器で接続できるようにする必要はあるという認識でよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	拠点SIMIは1枚提供となります。差し替えれば通信可能な状態とさせていただきます。
120	質問	O2_別添資料1.要件定義書	5	2	3	エ-イ	1	<p>【書類上の記載】 冗長構成の場合、全国網サービスへの接続をハブなどにより分離し、冗長構成となる機器において全国網サービスの接続を共有できるようにし、冗長構成における片系障害においても全国網サービスが利用可能であること</p> <p>【質問】 別途設置するハブについては、単一障害点になるため、他のネットワーク機器と同等の管理が必要になると考えますが、その認識でよろしいでしょうか？また、このハブの障害については、“別添資料22-2SLA評価対象の障害種別の定義等”にある“表1-3障害種別”ではどの障害に分類されますか？</p>	要件を明確にするため	回線+分岐用HUB故障を含め、全国網サービスへアクセス不可となった際はモバイル網に切り替える想定です。また、HUB故障時はONUとオーバーレイ機器を直結することで暫定復旧できるものと考えています。HUBの冗長については事業者様ごとにご提案ください。(HUBは冗長しなくても問題ありません)
121	質問	O2_別添資料1.要件定義書	6	2	3	オ	1	<p>【書類上の記載】 L2エクステンションを利用した接続について当庁は、オーバーレイネットワークシステムにより、レイヤー2たる仮想イーサネット回線をGSSDCと拠点の間で構成することを想定している。拠点における省内ネットワークシステムの基幹部は、当該仮想イーサネット回線上にて、基幹部とGSSDC内の相互接続集約ネットワーク機器間において、レイヤー2VIDの通信及び、そのレイヤー2VID上にレイヤー3ネットワークを構成しなければならない。</p> <p>【質問】 「レイヤー2VID上にレイヤー3ネットワークを構成しなければならない」と記載されていますが、こちらを実現するために、オーバーレイネットワーク機器としては、WAN側でレイヤー2たる仮想イーサネット回線を動作させた上で、LAN側ではL3ルーティングを動作させる必要があるという理解でよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	ご質問の内容については、仕様書の要件を満たしていると解釈しております。要件を満たす適切な提案をお願いいたします。
122	質問	O2_別添資料1.要件定義書	6	2	3	オ	1	<p>【書類上の記載】 L2エクステンションを利用した接続について当庁は、オーバーレイネットワークシステムにより、レイヤー2たる仮想イーサネット回線をGSSDCと拠点の間で構成することを想定している。拠点における省内ネットワークシステムの基幹部は、当該仮想イーサネット回線上にて、基幹部とGSSDC内の相互接続集約ネットワーク機器間において、レイヤー2VIDの通信及び、そのレイヤー2VID上にレイヤー3ネットワークを構成しなければならない。</p> <p>【質問】 「拠点における省内ネットワークシステムの基幹部は、-中略-そのレイヤー2VID上にレイヤー3ネットワークを構成しなければならない」と記載されていますが、基幹部が設置されない拠点については、末端部でレイヤー3ネットワークを構成できるような機器を選定する必要がありますか？もしくは、基幹部が設置されていない拠点については、レイヤー3ネットワークの構成は不要と理解すればよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	基幹部が設置されない拠点においては、末端部とGSSDC内の相互接続集約ネットワーク機器間において、レイヤー2VIDの通信及び、そのレイヤー2VID上にレイヤー3ネットワークを構成しますので、仕様書を修正いたします。
123	質問	O2_別添資料1.要件定義書	6	2	3	オ	1	<p>【書類上の記載】 L2エクステンションを利用した接続について当庁は、オーバーレイネットワークシステムにより、レイヤー2たる仮想イーサネット回線をGSSDCと拠点の間で構成することを想定している。拠点における省内ネットワークシステムの基幹部は、当該仮想イーサネット回線上にて、基幹部とGSSDC内の相互接続集約ネットワーク機器間において、レイヤー2VIDの通信及び、そのレイヤー2VID上にレイヤー3ネットワークを構成しなければならない。</p> <p>【質問】 「拠点における省内ネットワークシステムの基幹部は、-中略-そのレイヤー2VID上にレイヤー3ネットワークを構成しなければならない」と記載されていますが、ここでいうレイヤー3ネットワークとは、“基幹部・末端部の技術要件オ”に記載されている“IPv4/IPv6に対応したOSPFルーティング規格”だと捉えればよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	ご認識の通りです。
124	質問	O2_別添資料1.要件定義書	6	2	3	オ	1	<p>【書類上の記載】 L2エクステンションを利用した接続について当庁は、オーバーレイネットワークシステムにより、レイヤー2たる仮想イーサネット回線をGSSDCと拠点の間で構成することを想定している。拠点における省内ネットワークシステムの基幹部は、当該仮想イーサネット回線上にて、基幹部とGSSDC内の相互接続集約ネットワーク機器間において、レイヤー2VIDの通信及び、そのレイヤー2VID上にレイヤー3ネットワークを構成しなければならない。</p> <p>この仮想イーサネット回線機能をL2エクステンションと呼称し、L2エクステンションは、2拠点以上の拠点間で仮想イーサネットワークを構成できる機能である。L2エクステンションは、以下の機能要件をみたさなければならない。</p> <p>【質問】 すべての拠点間通信をL2エクステンション上で実現する必要はなく、GSSのLANシステムなどについては、レイヤー3オーバーレイ上を実現すればよいという認識でよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	ご理解のとおりですが、要件を満たす適切なご提案をお願いいたします。
125	質問	O2_別添資料1.要件定義書	6	2	3	オ	1	<p>【質問】 L2エクステンションの要件についてですが、広範囲に同セグメントのNWが広がるため、拠点用、集約用ネットワーク機器を選定するにあたり、当該機器がどの程度のMACアドレス数を学習する必要があるか知る必要がございますが、提案前に知る術があるという理解</p>	要件を明確にするため	一般的に4000以上の学習が必要と考えるが、気象庁における実態については、受注後情報提供する。

No.	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
126	質問	O2_別添資料1.要件定義書	8	2	4	イ	1	「Wi-Fi部の構成」について、貴庁が提供する設置情報に基づき決定を行うことと記載がございます。 入札公告後に最新のフロアレイアウト図を用いて設置情報を閲覧資料で明示していただけますでしょうか。	仕様を明確化するため。	閲覧資料で提示します。
127	質問	O2_別添資料1.要件定義書	8	2	4	イ	1	「Wi-Fi部の構成」について、受注者が設計を行う場合（項番2.3が該当）と記載がございますが、項番2.3の箇所を見当たらないため明示していただけますでしょうか。	仕様を明確化するため。	誤記のため要件定義書を修正します。
128	質問	O2_別添資料1.要件定義書	8	2	4	イ	1	「Wi-Fi部の構成」について、小規模拠点において利用不能（ブラックアウト）となる構成は許容しないと記載がございます。 別紙1_拠点一覧で確認するとフロアに無線AP数1台となる拠点がございますが、ここはブラックアウトの非許容の仕様と矛盾すると考えるため2台以上に修正をお願いします。	仕様を明確化するため。	小規模拠点（火山連絡事務所）については、APの故障時にSIM運用を想定しているため例外として1台構成とするため、「なお書き」として記載を追記します。
129	質問	O2_別添資料1.要件定義書	8	2	4	イ	2	別紙1_拠点一覧に記載のAP等の機器数は利用不能(ブラックアウト)を考慮した数字になっておりますでしょうか。必要に応じ、修正をお願いいたします。例として拠点番号72 浅間山火山防災連絡事務所のAP台数は1台ですが、この台数では上記要件を満たせないと考えております。	記載のNW機器数量では、障害時に利用不能となる構成であるため。	小規模拠点（火山連絡事務所）については、APの故障時にSIM運用を想定しているため例外として1台構成とするため、「なお書き」として記載を追記します。
130	質問	O2_別添資料1.要件定義書	8	2	4	イ	2	「(ア)設置情報において、デジタル庁がWi-Fiアクセスポイントの設置を指示している提供エリア」は閲覧資料で確認可能か。	設計のため。	閲覧資料で提示します。
131	質問	O2_別添資料1.要件定義書	8	2	4	イ	2	「一方、小規模拠点においては、APの単一障害や保守作業において、提供エリアの縮退や実効帯域の低下は受容するが、小規模拠点において利用不能（ブラックアウト）となる構成は許容しない。この点を考慮して設計・積算すること。」について、防災連絡事務所はAPが1台のみであるためAPの単一障害に際してブラックアウトとなる。APを複数台設けるなど、ブラックアウトに備えた構成とするべきか。	設計のため。	小規模拠点（火山連絡事務所）については、APの故障時にSIM運用を想定しているため例外として1台構成とするため、「なお書き」として記載を追記します。
132	質問	O2_別添資料1.要件定義書	9	2	4	イ	1	「AP及びWLC部の技術要件の(オ)」について、「別添資料2.SLA項目一覧表1-4SLA目標値」では、無線LANコントローラ両系障害のネットワーク大規模障害の平均故障復旧時間が1時間と記載されております。 30分以内のサービス復旧を想定と記載がありますが、東京-大阪間の切り替え作業におけるデジタル庁様の判断は30分以内にご提示されるという認識で宜しいでしょうか。	ネットワーク大規模障害時の責任分界点を明確にするため。	デジタル庁の判断後、30分以内に切り替えていただくことを想定しています。
133	質問	O2_別添資料1.要件定義書	9	2	4	イ	2	利用密度の判断基準はどういった数値になりますでしょうか。併せて、利用密度算出のための資料を事前に共有いただけますでしょうか。	見積りへの作成に影響を与えるため。	閲覧資料のフロア図及び人員配置図をご確認いただき、ご提案ください。
134	質問	O2_別添資料1.要件定義書	9	2	4	イ	2	AP及びWLC部の技術要件(イ)にてWLCは、その主たる運用場所をGSSDC東京（TYO2他）としつつとあるが、2.3「オーバーレイネットワークシステム」のイ構成するネットワーク機器について、(イ)によると関西拠点においてはオーバーレイトンネルはOSA2を用いるよう規定されている理解である。関西拠点は、オーバーレイトンネルの張り先であるOSA2のWLCを用いるべきか、それともTYO2にも追加で、もしくはTYO2のみにオーバーレイトンネルを張り当該DCのWLCを用いるべきか。	設計のため。	関西拠点においてはオーバーレイトンネルはOSA2を用いる理解で良い。また、関西拠点でのWLCは東京（TYO2）を利用します。
135	質問	O2_別添資料1.要件定義書	9	2	4	イ(カ)	1	「ビームフォーミングに対応すること。送受信に対して、MU-MIMO/SU-MIMOに対応すること。」と記載がございます。Wi-Fi6Eのため下り方向に対するDLMU-MIMO/DLSU-MIMOの認識でお間違いないでしょうか	仕様を明確にするため	「APからSTA及び、STAからAPへの送信に対して、MU-MIMOに対応すること。」へ修正します。
136	質問	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	4	イ	2	高性能APの(ア)について、42x42:42は4x4:4の誤記か。	仕様を充足可能か確認するため	「Wi-Fi6/6E/7、4x4:4又は2x2:2、20/40/80/160MHzチャネル幅」へ修正します。
137	質問	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	4	イ-(オ)	1	【書類上の記載】 有線LANとして、1000Mbps/2500Mbps/5000Mbps/10Gbpsイーサネット規格に対応したインターフェースを有すること。 【質問】 10Gbpsの対応については、接続先有線LANスイッチの10Gbps対応も必要となりますが、「末端部と基幹部との接続が、10GBase-Xもしくは1Gbase-X」であることから、現在提案予定の末端部スイッチはダウンリンクで10Gbps対応しているものが選定されていないこと、また、10Gbps対応PoEスイッチは費用としても高価であることから、10Gbpsについては削除いただけないでしょうか？	能的な公平性の観点から	ご意見を踏まえ検討した結果、仕様書の該当箇所の記載を「有線LANとして、1000Mbps/2500Mbpsイーサネット規格が利用できること。また、5000Mbpsイーサネット規格を利用できることを推奨する。」に修正しました。
138	質問	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	4	イ-(オ)	1	【書類上の記載】 有線LANとして、1000Mbps/2500Mbps/5000Mbps/10Gbpsイーサネット規格に対応したインターフェースを有すること。 【質問】 5000Mbps/10Gbpsを利用しようとすると、エッジスイッチのダウンリンクポートも同速度に対応する必要があり、エッジスイッチの選定も見直す必要があります。本要件の5000Mbps/10Gbpsについては将来的な拡張のために、APとしては同速度に対応したインターフェースを有していればよいという認識でよろしいでしょうか？	要件を明確にするため	ご意見を踏まえ検討した結果、仕様書の該当箇所の記載を「有線LANとして、1000Mbps/2500Mbpsイーサネット規格が利用できること。また、5000Mbpsイーサネット規格を利用できることを推奨する。」に修正しました。
139	質問	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	4	イ(カ)	1	「ビームフォーミングに対応すること。送受信にAPからSTA及び、への送信に対して、MU-MIMO/SU MIMOに対応すること」と記載がございます。「送受信にAPからSTA及び、への送信に対して」は「送受信にAPからSTA及び、STAからAPへの送信に対して」の認識でお間違いないでしょうか、またその場合、「ULおよびDLのMU-MIMO/SU-MIMOに対応すること」の認識で間違いないでしょうか。	仕様を明確にするため	「APからSTA及び、STAからAPへの送信に対して、MU-MIMOに対応すること。」へ修正します。
140	質問	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	4	イ-(カ)	1	【書類上の記載】 ビームフォーミングに対応すること。送受信にAPからSTA及び、への送信に対して、MU-MIMO/SU-MIMOに対応すること。 【質問】 高性能AP要件に「送受信にAPからSTA及び、への送信に対して、」が記載がございますが、誤記でしょうか？	要件を明確にするため	「APからSTA及び、STAからAPへの送信に対して、MU-MIMOに対応すること。」へ修正します。
141	質問	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	4	ウ	1	全国網アクセスサービス及びモバイルサービスについて、1回線に対し複数WANIPアドレスを払い出すことは可能でしょうか。	以下要件を満たすためには、冗長化した基幹部の機器の1系・2系にそれぞれWAN IPアドレスを振る必要があると考えるため。 ・冗長構成の場合、全国網サービスへの接続をハブなどにより分離し、冗長構成となる機器において全国網サービスの接続を共有できるようにし、冗長構成における片系障害においても全国網サービスが利用可能であること。	全国網アクセスサービスについては、可能です。 モバイルサービスについては、1SIMにつきアドレスは1つになります。

No.	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
142	質問	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	4	ウ	1	「エッジスイッチのポート数の決定」について、複合機等に必要な有線の数、を考慮との記載がございます。 別紙1 拠点一覧に複合機や他に有線接続が必要な有線の数を表示していただけますでしょうか。	エッジスイッチに必要なポート数を明確にし、機器台数の算出をするため。	閲覧資料においてご確認ください。
143	質問	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	4	ウ	1	「各種個別のシステム」について、個別システムを当該スイッチに接続する作業は、各省庁によって実施されることに留意すること。との記載がございます。 個別システム用に準備したスイッチから個別システムまでの配線作業も各省庁にて実施されるということでしょうか。	工事工数と責任分界点を明確にするため。	ご認識のとおりです。
144	質問	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	4	ウ	1	「各種個別のシステム」について、既設NWに接続されている個別システムはGSS-NWに移行後も接続を行えるように整備する必要があるとの記述がございます。 対象となるすべての個別システムは、閲覧資料で明示して頂いたものということで宜しいでしょうか。	工事工数と技術要件を明確にし、積算するため。	閲覧資料で提示します。
145	質問	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	4	ウ	2	受注者の調達範囲は、「個別システム接続用SWの調達」および「受注者用意のSWから個別システム接続部のSWへのケーブル差込」までで認識相違ございませんでしょうか。また、個別システム接続設計に必要な、個別システム側のIPアドレス数や通信要件、LAN配線等は、本調達の範囲外という認識でよろしいでしょうか。加えて、対象となるすべての個別システムは、すべて閲覧資料内に記載いただける認識でよろしいでしょうか。 エッジスイッチ等に接続するべき複合機等の台数や位置は閲覧資料から把握可能か。	見積り目の作成に影響を与えるため。	調達範囲は「個別システム接続用のSWの調達」までです。要件資料は閲覧資料で提示します。
146	質問	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	4	ウ	2	「基幹部・末端部の技術要件の(イ)」について、基幹部と拠点GW機器間の接続構成要件を記載いただいております。	エッジスイッチの具備するべきポート数の把握のため。	閲覧資料においてご確認ください。
147	質問	O2_別添資料1.要件定義書	11	2	4	ウ	1	拠点GW機器のモジュールの調達や取付作業は本調達には含まれないと認識しますが、本調達に含まれる場合は拠点GW機器に整備できるモジュールの製品をご明示していただけますでしょうか。	拠点GW機器との作業分界点とモジュールの要件を明確にするため。	ご認識のとおり、本調達には含まれません。
148	質問	O2_別添資料1.要件定義書	11	2	4	ウ	2	Cの小規模拠点の責行機器における、1Gbase-LX2回線分のモジュールは、AとB同様に責行にて用意いただける認識でよろしいでしょうか。受注者側での調達となる場合、拠点GW機器に整備できるモジュールの製品をご提示いただけないでしょうか。	作業範囲を明確にしたいため。	AとB同様にデジタル庁側で提供します。
149	質問	O2_別添資料1.要件定義書	11	2	4	ウ	2	(イ)の「拠点GW機器」とは、オーバーレイ拠点機器と同義か。それともオーバーレイ拠点機器は含まず、P.2の図1で言う専用網サービスに接続する機器のことか。	設計のため。	P.2の図1で言う専用網サービスに接続する既設の拠点GW機器のことを指しています。
150	質問	O2_別添資料1.要件定義書	11	2	4	ウ	2	(ウ)について、拠点一覧の「オーバーレイ拠点機器のWAN側メディアタイプ」列と理解している。ここに記載のない拠点において、オーバーレイ拠点機器と基幹部間の帯域は事業者の提案範囲か。	設計のため。	記載のない拠点については、1Gbase-Tを予定していますので、O2_別添資料1.要件定義書 2.3 エ(イ) Aに記載します。
151	質問	O2_別添資料1.要件定義書	11	2	4	ウ	2	(エ)について、中規模拠点以外の大規模、小規模拠点については、基幹部と末端部の間にて利用するべきメディアは事業者の提案範囲か。	設計のため。	ご意見を踏まえ検討した結果、該当箇所から「中規模拠点においては」の文言を削除しました。
152	質問	O2_別添資料1.要件定義書	12	2	4	エ	2	「(イ)利用者認証について」にて、項目イの「利用者から電子メールアドレスを入力させ、その電子メールアドレスへ認証メールを送信し」におけるメール発信機能はデジタル庁側にて用意されるか。	設計のため	メール発信機能はデジタル庁側にて用意します。
153	質問	O2_別添資料1.要件定義書	12	2	4	エ(ア)	1	【書類上の記載】 -項目ウWPA3-EAP-TLS -接続方式Wi-Fi -技術WPA3-EAP-TLS Wi-Fiアライアンスが定めるところのWPA3-エンタープライズ(CCMP暗号化)方式におけるEAP-TLS方式 項目アと項目ウとの差異は、暗号プロトコルが明記されているのみであるが、項目ウについては、項目アとは異なる用途を想定されているという理解でよろしいでしょうか？その場合、どのような用途での利用をお考えでしょうか？ (ウ)の本文の以下記載について、読み替えて問題ないでしょうか。 ”先のBをAにて実施した場合は、WEB” → ”先の(イ)をAにて実施した場合は、WEB”	要件を明確にするため	理解についてはご認識のとおりです。利用ケースについては、無線区間、有線区間、無線と有線区間のそれぞれを記載しています。
154	質問	O2_別添資料1.要件定義書	13	2	4	エ	1	「(ウ)アクセス制御について」にて、先のBをAにて実施した場合はとあるが、Bは「利用するユーザーのEntralD」でAは「Wi-Fi及び有線LAN」を指している認識で合っているか。	要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	ご理解の通りです。誤記ですので仕様書を修正します。
155	質問	O2_別添資料1.要件定義書	13	2	4	エ	2	「(ウ)アクセス制御について」にて、先のBをAにて実施した場合はとあるが、Bは「利用するユーザーのEntralD」でAは「Wi-Fi及び有線LAN」を指している認識で合っているか。	設計のため。	ご理解の通りです。誤記ですので仕様書を修正します。
156	質問	O2_別添資料1.要件定義書	13	2	4	エ(イ)	1	【書類上の記載】 再認証免除機能とは、端末が再接続を行う場合、A.MMicrosoft365が提供するIntuneのデバイス識別ID (IntuneDeviceID) に基づくコンプライアンス準拠が有効である、B.利用するユーザーのEntralDの属性情報が事前に定めた値となっている、C.利用するユーザーが有するEntralDの発行するプライマリトークンが有効である。の3要件をチェックし、3要件を満たす場合に限り、WEB認証を免除する機能のことである。 「B.利用するユーザーのEntralDの属性情報が事前に定めた値となっている」と記載がございますが、具体的にはどのような値を想定されているのでしょうか。職員のグループが変わるなどの属性変更を想定されておりますでしょうか。	要件を明確にするため	利用するユーザーの EntralDについて、事前に定めた値となっていることをご確認いただけるような機能をご提案願います。
157	質問	O2_別添資料1.要件定義書	14	2	4	エ	2	「省内ネットワークに接続する端末を一元的に監視、トラブルシュート、レポートニングを提供可能なシステム」はSMAP認定クラウド上に構築してもよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にしたいため。	機器は、デジタル庁が指定するラック（1ラック）に収容すること、想定機器の定格等について事前に情報を提供願います。
158	質問	O2_別添資料1.要件定義書	14	2	4	オ	1	「Wi-Fiローミングの要件」について、本調達においてローミング対応が必要な拠点については別紙1 拠点一覧に示すと記載がございますが、別紙1で全拠点が「ー」と記載されております。	仕様を明確化するため。	デジタル庁ではローミング対象の拠点がありませんので対象外です。
159	質問	O2_別添資料1.要件定義書	15	2	5	イ	2	(コ)の「通過トラフィックの通信制御や、脅威防御」について、統合管理監視システムがPI等を通じてUTMの上記設定を自動で変更できるようにする、という理解でよいか。	設計のため。	デジタル庁が提供するUTMに対し、構築時に適切な設定を実施願います。
160	質問	O2_別添資料1.要件定義書	15	2	5	イ	2	(コ)の「GSS端末からのVPN接続などのセキュリティ機能を設定」については、端末とUTM間でVPNを張るための設定をUTMに施すものと想定する。これは統合管理監視システムが関わることはないのではないか。統合管理監視システムがどのように連携することをイメージしているか。	設計のため。	デジタル庁が提供するUTM上にVSYsを準備するので、構築時に適切な設定を実施願います。
161	質問	O2_別添資料1.要件定義書	15	2	5	イ	2	(サ)Aについて、GSS統合監視システムからのAPICallに対してJSON形式のデータを返答することも要件を満たすと考えてよいか。	機器仕様の確認のため	データ転送ツールの詳細は閲覧資料で提示する旨、仕様書へ記載いたします。
162	質問	O2_別添資料1.要件定義書	15	2	5	イ	2	(サ)Aについて、デジタル庁様がインストールを指定するデータ通信ツールとは何か。	機器仕様の確認のため	データ転送ツールの詳細は閲覧資料で提示する旨、仕様書へ記載いたします。

No.	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
163	質問	O2_別添資料1.要件定義書	15	2	5	イ(ア)	1	「オーバーレイネットワークシステムにおけるオーバーレイ拠点機器及びオーバーレイ集約機器の初期設定、構成管理、稼働監視等を、Web画面等を通じGSSDCから一元的に実施できること。」の記載がございますが事項の(イ)、(ウ)におきましても同様な記載がございます。GSSDCから一元的に実施できれば良い認識でお間違いないでしょうか	仕様を明確にするため	ご意見を踏まえ、(イ)(ウ)は削除致します。
164	質問	O2_別添資料1.要件定義書	15	2	5	イ(イ)	1	「拠点に配置されたオーバーレイ拠点機器の初期設定等を、Web画面等を通じGSSDCから一元的に実施できること。」の記載がございますが事項の(ア)、(ウ)におきましても同様な記載がございます。GSSDCから一元的に実施できれば良い認識でお間違いないでしょうか	仕様を明確にするため	ご意見を踏まえ、(イ)(ウ)は削除致します。
165	質問	O2_別添資料1.要件定義書	15	2	5	イ(ウ)	1	「拠点に配置されたオーバーレイ拠点機器の初期設定等をGSSDCに配置した統合管理監視システムから実施できること。」の記載がございますが事項の(ア)、(イ)に記載がございます通り、GSSDCから一元的に実施できれば統合監視システムから実施できなく	仕様を明確にするため	ご意見を踏まえ、本記載は削除致します。
166	質問	O2_別添資料1.要件定義書	15	2	5	イ(サ)A	1	「ネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データについて、JSON形式にてデータをリアルタイムでエクスポートできるように構成すること。また、デジタル庁の指定するデータ転送ツールをインストールし稼働させ、GSS統合監視システムに自動で連携すること。」と記載ございます。デジタル庁の指定するデータ転送ツールは何になりますでしょうか	仕様を明確にするため	データ転送ツールの詳細は閲覧資料で提示する旨、仕様書へ記載いたします。
167	質問	O2_別添資料1.要件定義書	15	2	5	イ(サ)A	1	「ネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データについて、JSON形式にてデータをリアルタイムでエクスポートできるように構成すること。また、デジタル庁の指定するデータ転送ツールをインストールし稼働させ、GSS統合監視システムに自動で連携すること。」と記載ございます。デジタル庁整備予定の統合監視システムは何になりますでしょうか	仕様を明確にするため	統合監視システムの詳細は閲覧資料で提示する旨、仕様書へ記載いたします。
168	質問	O2_別添資料1.要件定義書	16	2	5	イ-(ケ)	1	【書類上の記載】 故障時に備え、統合管理監視システム内の構成管理情報等のバックアップとリストアが可能であること。故障や災害等に備え、GSSDC内での冗長構成やGSSDC間での冗長構成が取れること。 【質問】 「GSSDC内での冗長構成やGSSDC間での冗長構成が取れること。」とあるが、GSSDC間で冗長構成をとれば、双方のGSSDCに装置が設置されるため、装置としての冗長性も確保することができます。そのため、GSSDC間で冗長構成を取り、装置としての冗長性も確保される場合は、GSSDC内での冗長構成は必須ではないと捉えてよろしいでしょうか？	要件を明確にするため	ご意見を踏まえ検討した結果、仕様書の該当箇所の記載を「統合管理監視システムは、故障や災害等の発生時に備え、構成管理情報等のバックアップとリストアによる復旧が迅速に可能な冗長構成とすること。」に修正します。
169	質問	O2_別添資料1.要件定義書	16	2	5	イ-(サ)	1	【書類上の記載】 ・ネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データについて、JSON形式にてデータをリアルタイムでエクスポートできるように構成すること。また、デジタル庁の指定するデータ転送ツールをインストールし稼働させ、GSS統合監視システムに自動で連携すること。 【質問】 データ転送ツールとはどのようなツールを想定されておりますか？	要件を明確にするため	GSS統合監視システムについては、閲覧資料においてご確認ください。
170	質問	O2_別添資料1.要件定義書	16	2	6	キ	1	「配線施工における工数(難度)」について、別紙1に想定難易度を記載しているとの記述がございますが、(ア)～(ウ)の記述が、別紙1の「配線難易度(注2、注3)」に記載されていないように思えます。 現在公開されている経済産業省様のRFCの別紙1拠点一覧(注3)のような記載で明示いただけますでしょうか。	配線施工における工数(難度)を明確にするため。	別紙1の「配線難易度(注2、注3)」を要件定義書へ記載します。
171	質問	O2_別添資料1.要件定義書	17	2	6	ク	1	「各拠点のフロアレイアウト等」について、今後、各拠点内のレイアウト等は変更される可能性の記述がございます。 規模が小さくても機器の追加や配線ルートの見直しが発生する場合がありますので、レイアウト変更の際は都度相談とさせていただきますでしょうか。	工事行程を明確にするため。	できる限り閲覧資料にて提示する予定ですが、レイアウト変更の対応については計画的な対応となるよう協議いたします。
172	質問	O2_別添資料1.要件定義書	17	2	7	イ	2	「これらの省庁を相互接続集約ネットワーク機器に取りまとめて構成してもよい。」と記載がございますが、「これらの省庁」とは具体的にどの省庁を指しておりますでしょうか。複数省庁で相互接続集約ネットワーク機器を共用しても良いという解釈でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にしたいため。	誤記ですので「これらの省庁を相互接続集約ネットワーク機器に取りまとめて構成してもよい。」を削除します。
173	質問	O2_別添資料1.要件定義書	17	2	7	ウ	1	” 気象庁の整備に関する必須要件” について、なしという認識でよろしいでしょうか。	要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	UPS及びOAタップを購入、設置する官署があります。官署リストについては閲覧資料で提示します。
174	質問	O2_別添資料1.要件定義書	17	2	7	ウ	2	気象庁の整備に関する必須要件とは、どのような要件でしょうか。	調達範囲を明確にしたいため。	UPS及びOAタップを購入、設置する官署があります。官署リストについては閲覧資料で提示します。
175	質問	O2_別添資料1.要件定義書	17	2	7	ウ	2	ウ気象庁の整備に関する必須要件について、記載がないが特に要件はないという認識で合っているか。	設計のため。	UPS及びOAタップを購入、設置する官署があります。官署リストについては閲覧資料で提示します。
176	質問	O2_別添資料1.要件定義書	18	3	2		2	保守体制について、貴庁から弊社への障害状況に関するお問い合わせは、各拠点の職員様からご連絡いただく形ではなく、ヘルプデスク等貴庁担当部署にて一元的にお取りまとめいただいたうえで弊社の窓口にご連絡をいただくフローを想定してよいか。	役割分担のため。	デジタル庁から事業者への障害に関する連絡は、当庁ヘルプデスクで一元的にとりまとめて連絡します。
177	質問	O2_別添資料1.要件定義書	18	3	2		2	障害の発生した機器を代替機に交換する作業等に際して各拠点に入館する場合、現地のご担当者様とのコミュニケーションが必要になることが想定される。運用設計時には現地のご担当者様のお名前や連絡先等を、運用時には異動時には後任者の情報等を、デジタル庁様から事業者へ伝達いただける理解でよいか。	役割分担のため。	各拠点の現地担当者情報はデジタル庁から事業者へお伝えします。
178	質問	O2_別添資料1.要件定義書	18	3	3	-	1	セキュリティインシデントの検知の仕組みは既に存在する、もしくはその仕組みも調達者側での準備が必要になりますでしょうか。	調達範囲の確認のため。	セキュリティインシデント検知の仕組みはデジタル庁の既存設備である「統合管理システム」のより実施します。
179	質問	O2_別添資料1.要件定義書	19	4	3	-	1	「設備現状や工事」について、電源の増設や改修が必要となる場合の記述がございます。	仕様を明確化するため。	閲覧資料においてご確認ください。
180	質問	O2_別添資料1.要件定義書	19	4	3	-	1	各拠点の電源仕様が示されていないため工事工数の算出が難しいと考えており、貴庁にて準備いただける電源容量の上限を提示いただけないでしょうか。 「設備現状や工事」について、電源の増設や改修が必要となる場合の記述がございますが、各拠点の電源仕様が示されていないため、工事工数の算出が難しいと考えております。 公告時に各拠点で使用可能な電源の位置など電源仕様の情報開示をいただけないでしょうか。	各拠点の工事工数を明確にし費用の算出するため。	閲覧資料においてご確認ください。

No.	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
181	質問	O2_別添資料1_要件定義書	19	4	3	-	2	有線LAN部を構成する機器は拠点によって、共用スペース(執務室やサーバ室・EPS室・MDF室等)に設置するケースがあると理解しております。その場合、他部署との調整や電源使用可否の判断が必要となる認識ですが、貴庁にて電源確保の対応及び電源設備を提供いただける認識でよいでしょうか。また、指定事業者等に作業を再委託する必要がある可能性があるとのことですが、事前に指定事業者について情報提供いただくことは可能でしょうか。指定事業者は、貴庁と直接契約を締結し、貴庁より日程調整・作業指示等実施いただける認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にしたいため。	共用スペースにおける各種調整は、デジタル庁にて実施いたします。指定事業者の有無については、本公告後に閲覧資料を御確認下さい。なお、指定事業者については、受注者が直接契約することを想定しています。
182	質問	O2_別添資料1_要件定義書	19	4	3	-	2	「コア抜き・防火壁への穴開け等」は建業法対象となる作業と認識しております。建業法対象の工事を実施する場合、技術者の配置、その他指定の情報含んだ資料の提出のご対応がございましたが、建業法対象工事を含む工事として発注という認識でよろしいでしょうか。	作業項目を明確にし、積算を行うため。	調達仕様書7.8 力 法律・規格への準拠の(ウ)の記載に適合した工事として対応してください。
183	質問	O2_別添資料1_要件定義書	19	4	4	-	2	支援業務にあたり、設定変更や検証等に際して要件の設定及び他事業者との連携が必要な場合の全体統括はデジタル庁様にご担当いただく理解でよいか。	役割分担のため。	デジタル庁が窓口となって調整します。
184	質問	O2_別添資料1_要件定義書	20	4	6	ア	2	「全国網サービスの利用にあたっては、フレッツ光への申し込み作業などの、当該サービスの利用開始等に関する下図①～⑤の申し込み手続きについては、本調達内で行うものとする」とあるが、受注事業者は③、⑤のみを実施する認識で合うか(①、②、④は貴庁にて実施)。また、各府省側の窓口(受注事業者とやりとりをされる方)は、「府省等作業、調整担当者」のいずれになるか。	要件を正確に把握するため。	GSS運用担当者の対応としている図中の①②④についても、本調達においては受注者の対応として考えていますので、明確となるよう仕様書を修正する。
185	質問	O2_別添資料1_要件定義書	20	4	6	イ	2	「地方集約点への通信路を暗号化しなければならない場合」は本調達にて存在しないか。(拠点一覧の「専用線暗号化」列より)	設計のため。	フレッツ以外の拠点は暗号化の対象とするため、O3_別添資料1_別紙1_拠点一覧にて示すよう修正します。
186	質問	O2_別添資料1_要件定義書	20	付録A	ア	-	2	複数省庁が入居する拠点において、専用線やフレッツ回線を共用する予定があれば記載いただけないでしょうか。	作業工数を明確にしたいため。	仕様書にて情報提供します。
187	質問	O2_別添資料1_要件定義書	20	付録A	イ	-	1	「専用網サービス」について、地方集約点への通信路を暗号化しなければならない場合は、別紙1拠点一覧に暗号化要と記載するとございますが、対象となる拠点が記されておりました。	通信路を暗号化しなければならない拠点を明確化するため。	フレッツ以外の拠点は暗号化の対象とするため、O3_別添資料1_別紙1_拠点一覧にて示すよう修正します。
188	質問	O2_別添資料1_要件定義書	20	付録A	イ	-	1	「専用網サービス」について、地方集約点への通信路を暗号化しなければならない場合は、別紙1拠点一覧に暗号化要と記載ございますが、対象となる拠点が記されておりました。 地方集約点の設置機器は今回の調達対象ではないと考えています。異なるメーカー間での暗号化通信になることが想定されますので、地方集約点側機器の調達事業者が有する検証環境を用いての接続確認に協力を頂けますでしょうか。また、必要に応じ設定変更に応じて頂けますでしょうか。	拠点からの通信の確実性の担保と責任分界点を明確にするため。	フレッツ以外の拠点は暗号化の対象とするため、O3_別添資料1_別紙1_拠点一覧にて示すよう修正します。
189	質問	O2_別添資料1_要件定義書	21	4	6	オ	2	(オ)「OSA2は、受注者が、機器を設置するに必要なハウジング等を提案に含めなければならない。当該ハウジング環境の提案に際しては、OSA2においてデジタル庁が提携する事業者と相談を行うことができる。なお、ハウジングスペースのコストや電気代は受注者の負担となる。」とあるが、貴庁が提携する事業者へはいつから相談を行うことができるか。	見積金額に影響するため。	対象拠点は閲覧資料で提示いたします。
190	質問	O2_別添資料2_SLA項目一覧	7	2	4	-	2	「表1-5SLAの測定方法と測定条件」の3「復旧時間」の「代替機交換による復旧時間」について、GW機器等設置拠点と地方拠点は拠点一覧のどの列を確認すると把握可能か。	監視体制の整備のため。	仕様書を確認願います。
191	質問	O3_別添資料1_別紙1_拠点一覧	1	-	-	-	1	O3_別添資料1_別紙1_拠点一覧項目として「NATルーター数」の記載がありますが、調達仕様書や要件定義書には詳細な記載がないとおもわれます。	機器を明確にして、機器選定を行いたいため	設計変更によりNATルータは不要となったため削除します。
192	質問	O3_別添資料1_別紙1_拠点一覧	1	-	-	-	1	NATルータに必要な機能、スペック等を明示頂けないでしょうか。 O3_別添資料1_別紙1_拠点一覧項目として「NATルーター数」の記載がありますが、調達仕様書や要件定義書には詳細な記載がないとおもわれます。 NATルータはどのような利用用途を想定されていますか。	NW構成を明確にしたいため	設計変更によりNATルータは不要となったため削除します。
193	質問	O3_別添資料1_別紙1_拠点一覧	1	-	-	-	1	O3_別添資料1_別紙1_拠点一覧項目として「NATルーター数」の記載がありますが、調達仕様書や要件定義書には詳細な記載がないとおもわれます。 設置場所を「図1 本システムにおける各サブシステムの位置付け」に明示頂けないでしょうか。	工程を明確にし、積算したいため	設計変更によりNATルータは不要となったため削除します。
194	質問	O3_別添資料1_別紙1_拠点一覧	1	-	-	-	1	拠点番号がなく、拠点ネットワークと想定回線の記載がない拠点があります。	認識の齟齬をなくすため	ご認識の通りです。
195	質問	O3_別添資料1_別紙1_拠点一覧	1	-	-	-	1	拠点番号が同じくくりの拠点に関しては、拠点ネットワーク機器および想定回線がある拠点の配下にネットワーク機器が接続される認識でよろしいでしょうか。 注1～注4について記載の記載がないため、公示時に注意事項は明記頂ける想定でよろしいでしょうか。	認識の齟齬をなくすため	項目名の欄に”注1～注4”の記載、その説明が表外の左下に記載があります。
196	質問	O3_別添資料1_別紙1_拠点一覧	5	-	-	-	2	想定回線が主副ともに「-」もしくは「--」となっている拠点(以下、-拠点とする)については、同一の住所に別の拠点が他にあるようにお見受けする。 -拠点については、同一住所の拠点のオーバーレイ拠点機器を経由してGSS網に接続すると想定してよいか。 また、-拠点がGSS網接続のために同一住所の拠点のオーバーレイ拠点機器もしくはコアSWに接続するにあたり、NATルータにてアドレス変換する必要があると想定してよいか。	設計のため。	同一拠点の拠点機器を経由してGSSへ接続することで問題ありません。また、同一住所の拠点でのアドレス変換は不要です。
197	質問	O3_別添資料1_別紙1_拠点一覧	5	-	-	-	2	拠点一覧から、ほとんどすべての拠点においてNATルータの調達及び設置が必要であると見受けする。 NATルータの用途について、以下の想定をしているが、正か。 NATルータを必要とする拠点においては、拠点内に本調達対象のLANとは別のIPアドレス帯が割り振られているLANが存在しており、そのLANは調達対象のネットワーク機器(コアSW、フロアSWなど)に接続されたNATルータを経由してGSS網に接続する。 (異なるアドレス帯を有するLANをGSS網に共存させるためのアドレス変換装置としてNATルータを用いるかたち)	調達対象把握のため。	設計変更によりNATルータは不要となったため削除します。

No.	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
198	質問	O3_別添資料1_別紙1_拠点一覧	5				2	拠点一覧の航空交通気象センタ（新千歳班、首都圏班）は想定無線 LANAP総数、想定エッジスイッチ数、想定フロアスイッチ数、想定コアスイッチ数の記載がないが本調達外という認識で合っているか。	調達対象把握のため。	航空交通気象センタ（新千歳班、首都圏班）は、同じエリアで新千歳航空測候所、東京航空地方気象台が業務をおこなっているためAPを共用します。
199	質問	O3_別添資料1_別紙1_拠点一覧	5				2	オーバーレイ拠点機器の WAN側メディアタイプについて、空欄部分は要件定義書に原則として記載されている1Gbase T対応させるという認識で合っているか。	調達対象把握のため。	拠点一覧に一部記載漏れがありましたので、記載を修正します。
200	質問	O3_別添資料1_別紙1_拠点一覧	10	2	4	イ-(ア)	1	【書類上の記載】 (ア) Wi-Fi6/6E/7、42x42:42、20/40/80/160MHzチャンネル幅(Wi-Fi6E/7 /6GHz帯において、日本国内にて認可されている2.4GHz帯（1CH-13CH）、5GHz帯（W52/53/56）、Wi-Fi6E /7 6GHz帯に対応すること。 【質問】 ・42x42:42記載箇所は4x4:4という認識でよろしいでしょうか。	要件を明確にするため	ご意見を踏まえ検討した結果、仕様書の該当箇所の記載を「Wi-Fi6/6E/7、4x4:4又は2x2:2、20/40/80/160MHzチャンネル幅」に修正します。
201	質問	O3_別添資料1_別紙1_拠点一覧	21	付録A			イ	1 【書類上の記載】 専用網サービスは、デジタル庁が日本国内9か所に整備する地方集約点とGSSDCを広帯域かつ冗長経路で構成された高信頼性ネットワークとなっている。そして、この地方集約点から省庁等の拠点間を専用線、シェアードイササービス等の何れかのレイヤー2サービスにて結んでいる。別紙1の回線種別に専用網と記載がある拠点は、デジタル庁が別途調達した専用網サービスを利用する。 専用網サービスにおいて、地方集約点への通信路を暗号化しなければならない場合は、別紙1に暗号化要と記載しており、この場合は、省内ネットワークサービスの基幹部は、MacSec 暗号化(cipher スイート AES128bit又は、256bit)にて、地方集約点と拠点間を暗号化しなければならない。 【質問】 基幹部でMacSecを使用する旨が記載されている箇所について、MacSec暗号化は、専用網サービスが専用線、シェアードイササービス双方の時に利用できる機器を選定する必要があるか？また、この場合、MacSecを終端する機器は、専用線サービス網内で提供されるという認識でよいのか？	要件を明確にするため	フレッツ以外の拠点は暗号化の対象とするため、O3_別添資料1_別紙1_拠点一覧にて示すよう修正します。
202	質問	O3_別添資料1_別紙1_拠点一覧	1-2	-	-	-	2	別添1_拠点一覧にNATルータ数が記載されています。NATルータに求める仕様もしくは要件を提供お願いします	仕様を明確にするため	設計変更によりNATルータは不要となったため削除します。
203	質問	O3_別添資料1_別紙1_拠点一覧	1-2	-	-	-	2	別添1_拠点一覧に記載されている、拠点ネットワーク機器数とNATルータ数において、拠点ネットワーク機器数が「0」でNATルータ数が「2」の拠点は要件定義書に記載のオーバーレイネットワークシステム構成とはせず、L2エクステンションは不要の認識で間違いのでしょうか	仕様を明確にするため	設計変更によりNATルータは不要となったため削除します。
204	質問	O3_別添資料1_別紙1_拠点一覧	-	-	-	-	1	各拠点に必要なNATルータ数について記載がありますが、NATルータの機器仕様及び使用用途をご教示ください。 また、運用期間中のNATポリシー変更は想定されますでしょうか。 想定される場合、年間の上限回数を記載ください。	要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えため。	設計変更によりNATルータは不要となったため削除します。
205	質問	O3_別添資料1_別紙1_拠点一覧	-	-	-	-	2	「新：長野第1地方合同庁舎」等の新とついた建物名がいくつかございますが、このような記載のある拠点については新庁舎のみ本工事を実施する認識でよろしいでしょうか。もしくは、旧庁舎、新庁舎ともに本工事の対象となるのでしょうか。ともに工事対象となる場合、新旧それぞれのNW機器台数の記載をお願いいたします。	調達範囲を明確にしたいため。	「新：長野第1地方合同庁舎」については移転時期が遅れたため誤記ですので修正します。その他の建物では新庁舎のみ工事対象となります。詳細は閲覧資料で提示します。
206	質問	O3_別添資料1_別紙1_拠点一覧	-	-	-	-	2	拠点番号No.2、3、16、39については、複数拠点が記載されております。拠点番号が同一の拠点において、拠点ネットワーク機器数が記載されている拠点と未記載の拠点がございりますが、拠点ネットワーク機器は共有し、その配下にそれぞれの拠点の機器が接続される認識でよろしいでしょうか。	仕様を明確化したいため。	No2、3は拠点ネットワーク機器は共有しその配下にそれぞれの拠点機器が接続されます。No16、39（機器が未記載）は同じエリアで業務をおこなっているためAPを共用します。